

令和7年色麻町議会定例会9月会議会議録（第3号）

令和7年9月8日（月曜日）午前10時02分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

9番	今野公勇君	10番	中山哲君
----	-------	-----	------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	遠藤洋君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野健君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	鎌田一博君
教育長	千葉律之君

教育総務課長兼学校給食 センター所長	大河原 基 典 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	竹 荒 弘 君
農業委員会事務局長	早 坂 あゆみ 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	井 上 勝 美 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第 3 号

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	一般質問	
日程第 3	報告第 6 号	放棄した債権の報告について
日程第 4	議案第 66 号	色麻町教育委員会委員の任命について
日程第 5	議案第 67 号	色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 68 号	色麻町個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 69 号	色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 70 号	令和 7 年度色麻町一般会計補正予算(第 5 号)
日程第 9	議案第 71 号	令和 7 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 10	議案第 72 号	令和 7 年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 11	議案第 73 号	令和 7 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 12	議案第 74 号	令和 7 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 13	議案第 75 号	令和 7 年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 14	議案第 76 号	令和 7 年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 15	議案第 77 号	令和 7 年度色麻町下水道事業会計補正予算(第 1 号)
日程第 16	議案第 78 号	令和 7 年度色麻町水道事業会計補正予算(第 2 号)
日程第 17	議案第 6 号	再審法改正を求める意見書(案)

日程第18	議発第7号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(案)
日程第19	認定第1号	令和6年度色麻町一般会計決算認定について
日程第20	認定第2号	令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第21	認定第3号	令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第22	認定第4号	令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第23	認定第5号	令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第24	認定第6号	令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第25	認定第7号	令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第26	認定第8号	令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について
日程第27	認定第9号	令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第6号	放棄した債権の報告について
日程第4	議案第66号	色麻町教育委員会委員の任命について
日程第5	議案第67号	色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第68号	色麻町個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第69号	色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第70号	令和7年度色麻町一般会計補正予算(第5号)
日程第9	議案第71号	令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算(第1号)
日程第10	議案第72号	令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11	議案第73号	令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第74号	令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第75号	令和7年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第76号	令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算

(第 1 号)

日程第15	議案第77号	令和 7 年度色麻町下水道事業会計補正予算(第 1 号)
日程第16	議案第78号	令和 7 年度色麻町水道事業会計補正予算(第 2 号)
日程第17	議発第 6 号	再審法改正を求める意見書(案)
日程第18	議発第 7 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を 求める意見書(案)
日程第19	認定第 1 号	令和 6 年度色麻町一般会計決算認定について
日程第20	認定第 2 号	令和 6 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定 について
日程第21	認定第 3 号	令和 6 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定 について
日程第22	認定第 4 号	令和 6 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定 について
日程第23	認定第 5 号	令和 6 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定に ついて
日程第24	認定第 6 号	令和 6 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第25	認定第 7 号	令和 6 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定 について
日程第26	認定第 8 号	令和 6 年度色麻町下水道事業会計決算認定について
日程第27	認定第 9 号	令和 6 年度色麻町水道事業会計決算認定について

午前 1 0 時 0 2 分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから
本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会
前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、9番今野公勇議員、10番中山 哲議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（天野秀実君） 日程第2、一般質問を行います。

休会前に引き続き、10番中山 哲議員の一般質問を継続いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。中山 哲議員。

〔10番 中山 哲君 登壇〕

○10番（中山 哲君） 5日に引き続き一般質問を続けます。

2問目として、財政についてということで質問をさせていただきます。

町長は財政が厳しい、金がないと言っていますが、財政が厳しいからあれもこれもやらないということでは地域が疲弊してしまいます。厳しいとしたらどれだけ厳しいのか、自分の家のことなら自分で判断できますが、町の財政については、町民には分かりません。客観的な基準を基に判断をしなければと考えています。

そこで、町の財政を判断するための客観的な基準を町民に分かりやすく説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 皆さん、おはようございます。

今、中山議員のほうから財政関係についての質問がございました。

その前に、昨日は多くの町民の皆さんと共に町民運動会を楽しませていただいて、けがなく終了したということで、私としても安堵しているところでもございます。

そんな中で、この財政関係について、この議会には皆さんに心配をいただきながら質問をいただいておりますけれども、まず内容に入る前にでありますけれども、要するに、確かにそう楽な運営をしているわけではございませんで、端的に言えば金はそうないと言われればないと。そんなに自由な金はないと、こういうふうにはなりますけれども、一番私として気がかりなのは、将来に負担を多く残すことが一番懸念されるということで、そういうことで何もしないということにつながるわけではございません。

そういう中で、客観的な基準という、今、質問がございましたので本町の財政状況を判断するための客観的な基準としては次の指標が考えられるということで、この指標について担当課長より説明をさせたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それでは、町民に分かりやすく町の状況をということでございます。

まず、この判断をするための指標といたしましては財政力指数がございます。

この財政力指数でございますけれども、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値を指します。本指標の高いほど財源に余裕があり、財政力

が強いことを意味するということでございまして、本町の財政力指数につきましては、令和6年度決算において0.28となっております。これは1に近ければ近いほどいいというふうに言われているものですが、本町は0.28と、宮城県内では最も低い水準となっております。

それから2つ目の実質公債費比率でございしますが、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に占める割合を示す比率となっております。つまり地方債、借金の償還、借金の返済負担が財政にどれだけの影響を与えているかを示す指標となっております。一定の水準25%を超えると債券が許可制に移行し、財政運営の自由度が失われるということになります。

本町の実質公債費比率、借金のその割合でございしますが、令和6年度決算においては10.8%となっております。

それから、家庭で言いますと貯金に当たる部分になるかと思えます。財政調整基金、町の一般会計の貯金の部分でございしますが、年度内の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。一般的に、基金の残高は標準財政規模、本町で言いますと31億円程度になりますけれども、これの10%から20%が目安と言われております。これはしっかりした定まった数値ではございませんが、全国の自治体はこの10%から20%を目安にこの基金を造成しているというところでございます。

本町の財政調整基金の残高は、令和6年度決算におきまして標準財政規模31億1,269万円に対し8億8,900万円となっております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今の答弁っていうかね、答弁で本当に町民の方々は分かるんでしょうかね、実際金がないということは。なかなか難しい、基準で話してって言うてもなかなか難しいところがあるのも事実です。それを承知の上で言うて質問してるわけですがけれどもね。やはりね、さきた課長は答弁書とまた違った答弁をしてるね。やっぱり財政力指数は1に近いほどいいと。財政力があるというかね、そういう表現をしました。また、財政調整基金については貯金だと、そういった表現もしてます。答弁書にはそういったものは書いていない。やっぱりね、そういった分かりやすいもので言われれば何となくつかめるのかなというふうに思う。

しかしながらね、この指標をなぜ、指標はいっぱいあるんですよ、財政を示す指標にしては。これをなぜ今回は財政力指数、そして実質公債比率、財政調整基金、そして標準財政規模といった形で選ばれたのか、その考え方というのをお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えいたします。

今回3つの指標をお示しをさせていただきました。

これにつきましては、一番はほかの自治体と比較をしてですね、分かりやすいのかな

というところで選択をさせていただきましたけれども、これ以外にですね、経常収支比率、経常収支比率と言いまして、どうしても毎年ですね、当たり前にかかってしまうものの、御家庭で言いますと生活をしていく上で電気代とか水道代とかですね。それから何かを買ったときのローンとかですね、そういったものの考え方に当たるかと思えますけれども、こちらにつきましては、どうしても事業の関係でですね、上がったたり下がったりと増減がございますので、この指標を用いて御説明をするというのはちょっとなじまないのかなというところで、今回はこういったところでの御説明とさせていただきました。

また実質公債費比率、この部分とかですね、将来的にですね、色麻町が将来的にお支払いしなければならない借金の部分、こういった部分につきましても、この事業どうしてもやらなければならない事業というのがございます。町としては、大体償還はですね、3億円前後で抑えられるようにということで計画的に借金、要は起債を起こして事業をやっているわけですがけれども、どうしてもやらなければならない年度も当然ございますので、こういったところは、そういった町民の方に分かりやすくという部分ではちょっとなじまないかなということで、今回はこの3点を選択させていただいたということでございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 経常収支比率等々もあるんだけどということでね、指標にしては結構あるんですよ。そういった中で、今、課長の答弁などが比較的一番分類っていうかね、比較がしやすい指標だということで取り上げたということで答弁をいただきました。それもそのとおりだと思います。

そうした中でね、先ほども言ったんですけれども、これらについて、本当に町民として金がないと町長が常日頃言っていることで、それらについて、本当にこの町に金がないということで分かってもらえると思いますかどうか、町長。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町民の皆さんによく聞かれるのは、町でいったい借金って幾らあるのっさっていう聞かれ方するんですよ。やっぱり今、この専門的な指数関係をね、述べても、やっぱり町民の人たちはぴんときないんです、やっぱり。それはそのとおりなんですよね。

端的に今言ったように、町で借金してんの幾らっさやって、こういう私も聞かれ方するんですよ。で、私としては、例えば組合関係ですね、病院とかそういう組合関係、それから広域の組合もあるんですけれども、こっちのほうの借金は別として、町として、要するにこの一般会計であつたり、水道あるいは下水道、あるいは工業団地、そういうですね、この関係の借金であれば52億と7,000万円何がしですので、単純に仮に6,000人で割ればですよ、90何万円というふうになると思いますがけれどもね、1人当たりね。だがらったってそれを町民の皆さんに負担をお願いするわけでも何でもありませんけれども、あくまでも分かりやすく言うとすればの話ですからね、そういうことに言えば、今

のような数字が出てくると、こういうことだろうというふうに思います。

そして、金がないっていうのはですね、本当は、これは議員の皆さんもとくと分かっていると思うんですけども、いわゆるこの需要額ですね、町の需要額、それからそれだけで終わりませんから、それだけで町としては支出するのには需要額として国で認められている金額だけで済めば金はないということはないんですよ。それで収まらないわけですね。そして、交付金なり何なりも来てますけれども、それでも足りないというふうに当然なってくるわけですね。それで、これも一般財源と言われる財源を、大体今年で言えば三十四、五億円出すわけですよ。ですから三十四、五億円を一般財源で出すんですけども、この金額を全て交付税で来れば金はあるんですよ。ところが、差額があるわけですね。一般財源で手当をする金額と交付税で国からもらう金の差額があるわけですよ。ですから、その関係でやりくりをしていると、こういうことになりますので、これはやりくり上手にやっていくというふうにしか言いませんが、そうそうやっぱり余裕あるやりくりはできないというふうになります。。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長の持論というかね、やりくりの中での町長の話として承っておきます。

そうした中でね、先ほどはね、本当にね、町民にこれで分かるかっていうことでお尋ねしてるわけね。でも町長の言うようにね、確かにこれで分からないのが普通なんですよ。そこでね、もっと分かるようにって考えれば、県下35市町村あつけども、ただいま示された指標で何番目ぐらいにいるのが、その位置でだったら大体どのくらいっていうのが分かるんじゃないかなと思うんですけども、その位置はどのぐらいにあるのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それではもう少し分かりやすくということでございまして、ちょっとこれは令和5年度決算、6年度今集計中でございますので、令和5年度決算でお話をさせていただきたいと思います。

まず、財政力指数でございます。

今回ですね、令和6年度は0.28となっております。これ1が理想と言われているところでございますけれども、まず、全国平均は0.48でございます。全国平均0.48、宮城県平均が0.53ということで、宮城県は比較的ですね、ちょっとこの財政力指数が高めの自治体が多いということでございます。それでですね、どうしても県内だけだとちょっと分かりづらいんですけども、県内ですとですね、色麻町で見ますと0.26、県の平均よりも0.26低いということでございます。それでちょっと県の平均というよりはですね、類似団体、色麻町と人口規模とか財政規模が似ているところでお話をさせていただきますと、その類似団体81団体ございまして、そのうちで49番目ということでございます。県内だとどうしても大きいところと小さいところの人口のばらつきがございますので、この類似団体というところですね、色麻町と形態が似ている自治体のところとの比較と

ということで、80自治体のうち49番目ということになってございます。

ちょっと先ほど中山議員、県内というお話でございましたけれども、ちょっとそのような形の御答弁でもよろしいでしょうか。ちょっとその辺。（「県内でやってもらえれば」の声あり）県内ですね、県内だと一番下になりますね。

それから経常収支比率ということでございます。これどうしても削れないもの、これも低ければ低いほどいいということでございますけれども、こちらにつきましては、令和6年度は84.3、こちらにつきましてはですね、色麻町は比較的高いほうでございます。県平均がですね、96.9でございますけれども、色麻町につきましては84.9でございます。ということで、これにつきましては県内でこれは一番いい形になっています、令和5年度でございます。

それから実質公債費比率でございます。

こちらにつきましては、県内で平均が6.2でございますけれども、色麻町は10.3ということで、こちらは高めでございまして、色麻町で言いますと4番目に悪い形になっているかというふうに思います。そうですね、10.3でございますので3番目、4番目にちょっと位置するというところでございます。

それから将来負担比率につきましては、ちょっと統一した数値、平均がですね、きれいな平均数値が出ておりませんので、こちらについては割愛をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 財政力指数は、県下では一番低いということになってますよね。

これも5年度も一番低かったということで、多分6年度も0.1上がっても多分一番下なのかなというふうに思います。

そうした中で、今課長が答弁されたように、経常収支比率については84.9ということですね、断トツっていうかね、一番高いっていうのもこれはいいことですね、それだけ努力はされてるんだろうと思います。

そうした中で、実質公債比率については5年度では4位、下からね、4番目。6年度はどうなっていくか。これらも変わりなく、限りなく数字は上がってるから、多分4位か3位に落ちるかもしれないと思います。

そうした中でね、こういった比べ方をすれば、ある程度町民には分かるのかなというふうに思いますのでね、こういったことで、やっぱり、ただ昨日も、昨日じゃない、5日の日も5番議員が言ってたように、やっぱり金がない、金がないってばかりは町長、やっぱりいろんな面ではやっぱり言わないほうがいいのかなというふうに思いますよ。やっぱり町民心配しますよ、それだけ。ね、だから金がないんであれば、金を工面しなければならぬのが町長の立場なんだから、町長がそれを金がない、金がないばかり言ってるんだったらいつまでたっても町民のね、心配をね、払拭することはできないんですよ、町長ね。その辺については、考えていただければなというふうに思います。

次に移ります。

次にね、将来、余裕ある財政運営を図るための対策はとして、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 将来余裕のある財政運営を図るための対策ということでございます。

5 番議員それから12番議員からも同様の質問がございました。

将来に向けて財政の余裕を生むためには、企業誘致や所有財産の利活用等による歳入の拡大、デジタル化による業務の効率化や公共用施設の適正な維持管理等による経常経費の削減といった歳出の見直しの大きく2点が必要になると考えられます。そのため、引き続き自主財源の確保に向けて取り組むとともに、歳出面にも目を向けて、人件費や物価が増加傾向にある中で、町単独事業の廃止を含めた事務事業の取捨選択、集約化や除却も含めた公共用施設の在り方等について検討しなければならない時期に来ていると認識をしております。

これらを踏まえた適正な財政運営を取り組み、将来的な予期せぬ事案にも対応できるよう計画的な財政調整基金への積立ても必要不可欠であると考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） はい、ありがとうございます。

この中で、将来に向けて財政の余裕を生むには企業の誘致、町有財産の利活用とそういった形で歳入の拡大を図りたいということで、ここに答弁されてました。また、先ほど答弁をいただきました。これもね、12番、5 番議員がこれらについても質問されているんですけども、やはりここんどこで5 番議員なり12番議員にも企業誘致、町有財産の利活用、特産品のね販売促進、民間資金の活用、行政効率化によるコスト削減、町税の徴収強化という形でね、やっておりますけれども、挙げておりますけれどもね、やっぱり自主財源っていうかね、財政を増やしていくっていうが自主財源を増やすのには企業誘致、また町有財産の利活用とこう答弁をいただいておりますけれども、この具体的にどういった戦略で、ね、どういった対策を取られてこの具現化をしていくのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これも今回の質問の中で何回も取り沙汰されたことでありますけれども、やっぱり本町が財政力指数が弱いということは、言うならば、自らの町で生み出す収入が少ないと、これに尽きるわけですね。ですから自主財源ということなんですけれども。自主財源の確保は、まず自主財源は大きいものは、何言ったって町税ですよ、これは。ですから、町民の皆さんが所得が上がるようになれば自然と徴税も少なからず上がるということになります。

それから、町として町民の所得が上がる上がらないは町がそう努力することに、町で

どうこう手を差し伸べるというのはあまりないんですけれども、この企業を誘致するということについてはやっぱりこの町の責任においてやるということで、これまでも努力をしてきましたけれども、引き続き、これは引き続きそういう方向で、とにかく現在の工業団地を利用できるそれぐらいの規模の企業、それからいろんな立地条件に合う企業、そういうことに声をかけると、こういうことになると思います。

それから、この町有地をやっぱりできるだけ遊休地にしないということも大切だと思いますので、使える町有地については、できるだけ活用できることを踏まえて進まなくちゃならないというふうになろうかと思います。いろいろこの自主財源の確保ということについては大分ハードル高いんですけれども、必ずこれは今質問にあるような余裕ある財政をやるための、必ずこれは乗り越えなくちゃならない問題だろうというふうに思っていますので、引き続き努力をしたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） それを具体的にどのような対策で、どのように具現化をしていくのかということでお尋ねしてるわけね。だからね、そういったのはね、もう毎回町長には聞いているわけ。だからね、そういった中ではやっぱりここに書いてるように、これをどのように具現化して自主財源を確保するかっていうのが問題なんで、企業の誘致って言っても、やっぱり町長は今まで何回も企業の誘致も質問をさせてもらった経緯があります。そういったときに、町のアピールするためにはQRコードを名刺の中に入れてくださいとかね、そういったことも町長には要望しております。そうした中で町長はそういうことで名刺に町のPRのためにQRコードをつけているかどうかは私は要望はしてっけれども、現在つけているかどうか分からないけど、ね、つけていただければなかなかもんだなと思います。

そういった中でね、やっぱり町長には町をアピールしていただくことも必要なんだから、そしてやっぱり課長なり職員の誘致活動だけじゃなく、やっぱり町長としてのトップセールス、やっぱこれ必要じゃないですかね。やっぱ、ただ犬も歩けば棒に当たるという言葉もあっけれども、ただ歩くのもやんだと言われればこれもおがしい話であってね。やっぱね、数歩かないことには町長ね、企業は来ないよ。やっぱ誘致に成功している首長たちは100回以上もあるってちゃんと事実語ってますよ、ね、町長。

暇があればって言ったら語弊があるかもしれないけど、時間が取れるんだったらそういう活動とかね、行動していただければいいのかなと思います。そういった行動はされてるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言われました名刺にQRコードについては、そういう名刺を作って今は使っております。

それからこれの方法はね、それぞれの町でいろいろあると思いますよ、それはね。確かに数を歩く。ただ歩くたって数歩けばいいっちゃうもんじゃないから、いろいろ歩くということだっていろんな何ていうかね、そういうつながりをつけて歩くのだが、た

だ単にほっちこっち顔出して歩くのだからね。それは町の立場にある人、町長もしかりですけれども立場にある人のやり方はあると思います。

私としては、いろんな情報をそれなりに収集しながら、確実性のあるところに当たろうということでやっているつもりです。ですから、それはまだ確かに結果として実を結んでいないと言われればそうなんですけれども、それを実を結ぶようにさらに努力をしたいという、私としてはそういうことで努力をしたいということでもあります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 実際は歩いてるのかということでお尋ねしてんだけど、そういう確実性のあるところっていうことでね、答弁をいただきました。あんまりこれらについてね、やっていると時間が10分しかありませんのでね。

まずね、12番議員もこの中でこうしたらいいんじゃないかっていうことでね、やっぱうちらほうは農業が基幹産業と言ってますね、そうした中で今、米の高騰でふるさと納税は、返礼品は米が一番で、一番稼ぎどきの品物っていうかね、返礼品になっているようですよ。

そこでね、返礼品でね、寄附額を伸ばした自治体トップテンということであんだけど、この辺ではね、山形県の舟形町っていうところで11億円、これ米だけ。米だけで11億円。一番米で伸ばしたのがひたちなか市っていうところで35億円、次に熊本県35億円、これも同じね。あと静岡、4番で福井県の越前町っていうのかな、こういったところで全て皆ね、米、ふるさと納税の返礼品、そして還元率っていうのが50%、やっぱり3割とかっていう形ではなかなか増えないんじゃないかなと思います。そういった中では、やっぱりそういった思い切ったやり方も考えていかないと駄目なのかなと。町では基幹産業でありますので、そういった中で、このふるさと納税に米の返礼品の一番としてやっぱりもっとアピールすべきじゃないかなと思うんだけど、やっぱりすごく今年度もね、米が高騰するという予測されてますので、そういった形で自主財源を確保する一番早い手じゃないのかなと町長思うんだけど、この辺について、早速やっぱり返礼品としてやってんだらうと思うけども、やっぱりもっとアピールすべきではないかなと思います。町長、この件はどのように考えているのか。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） はい、お答えいたします。

現在、米の返礼品につきましては、返礼品用としての米が確保できないということで、今現在は受付を停止しているというような状況です。

議員おっしゃるとおりですね、今や米の返礼品というのは、議員おっしゃったとおりでございまして、これもですね、早速まずはJ A加美よつば、事業者の御協力をいただかなければいけない。そしてまた取引を仲介する中間業者も必要になってまいります。一旦加美よつばから米を買入れていただくということがありますので、今現在、その協議を進めてございます。そういったことでございますので、早期の受付再開に向けてで

すね、今準備を進めているところでございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今、推進ってうかね、進めてるということですのね、これはね早速ね、やっていただいてね。今のうち頂けるものは頂くように、ふるさと納税はやっぱ管理、活用すべきだろうと思いますので、早速やっていただければと思います。

次にね、時間がない。

次に、町長は使える金がないとおっしゃっていますが、町長の言うところの使える金とは何を指すのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは、町の判断で自由に使える金を言っているわけですよ。ですから、これは要するに自主財源であったり、それから依存財源も同じなんですけれども、そういう財源の中で、つまりいろんな事業を展開する中で余裕ある金、それが自由に使える金というふうになろうかと思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 自治体が自由に使える金って言えば一般財源だよ、一般財源は町長ね、毎年ね、5年度では40億円入ってるわけ。そして6年度でも40億何がしね。毎年40億円の金が入ってくる。町長ね、使える金はあるんだよ、ね、だから町長が言うてる使える金がないって言うてるのは一般財源だともここでも言うてるんだよ、答弁をもらってるのね。だから一般財源を、この40億円をどう使うのかということのね、考えるっていうのは事業の取捨選択なり、見直しをしなければ駄目だということなんですよ、町長。

こういったことを言っていればね、町長、この金をね、どのように使うかっていうのは、新規事業がしたいということなんだろうべげっとも、新規事業者さ充てられないっていう話でこれらを言うてるだろうけども、実際新規事業として時間もないから、次の4番目さ行ぐでんだげっとも、ほいづでね、併せてお尋ねするんだけども、やっぱ新規事業は来年度の8年度の予算編成で目玉となるのは何なのやと言ったら新規事業が入るのかちゅうことになるんだけども、この40億円の中で新規事業が作れないっていうわけではないんだよ。さきた言ったように、取捨選択した中で事業の見直しなり何なり、この中でだって人件費も削減を努力してやってますよ。だからそういった形でね、やればその自主財源っていうか一般財源使える金はね、増えるわけですよ。そして経常一般財源だってそんなうちらほうは減らない、ね、そういったそういった形でいけば金はあるの、町長ね。これらを本当に的確に事業の見直しなり取捨選択をして、やっぱりスクラップアンドビルドという言葉はありますので、その金を有効的にね、使っていればね、町長がしたい事業というのはあんだべから、まず一つ、これ何をしたいのか、初年度で。お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これ誤解されても困るんですけどもね。一般財源っていうのは必ずある金でないんです、これは。一般財源っていうのは何かの補助金であったり、あ

るいは例えば常に交付税を入ったり町税の税金入ったり、全部それは一般財源ということにいくくりなんですけれども、これは最初から決まっているわけではなくて、例えば交付税だってその年幾ら来るかっちゃうことはよく分かんないんですよ、予算編成のときには。ですから、今言われているように、常に四十何億円、実際は6年度も一般財源から40数億円を支出してるんだよということはさっき言ったとおりなんですけれども、そのお金は結果としてそういうことであって、その金を捻出するためには起債をしてそれに充てたり、あるいは財調から崩して充てたり、そういうふうにしてやりくりをした金なんですよ、それは。最初から40数億円があってね、そのお金を自由に使ってそういうふうにならなかつたんじゃないと、ここんどこだけは誤解されないようお願いしたいと思います。

そして、目玉事業ということですが、今のところ具体的には考えておりません。ただ、大筋として学校関係と農業関係に、来年の目玉的に考えようかなというふうな思いでありますけれども、そのうちの何かということについては、これから焦点を絞っていきたいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 来年は学校と農業に予算を盛り込みたいというね、目玉としてやりたいということです。

町長ね、経常一般財源というのは、確実に毎年で毎年同じように入ってくる金というのはあるんだよ、町長、ねえ。そこんとこで30億円、32億円、5年度で。6年度ではなんぼになってつかまだ見でねからだと。やっぱね、そういった中でね、町長、使い方に関してはね、やっぱ努力しなきゃ、創意工夫しなきゃ、ねえ。何回も前回も取捨選択すべきだと言ってきたけども、やっぱりそういったものをちゃんと見極めてやれば、その町長が思ってる新しい新規事業にね、向けてね、予算化はできていくわけですのでね、町長、その辺をしっかりと考えた中でね、来年の予算編成をしていただければいいのかなあと私は思うんだけどね。

町長、もう一度この考え方をお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 多分、来年度の予算編成についても去年同様にシーリング方式になるんだと思うんですよ。というのは、今言ったような中山議員のように自由に金を使える金が余裕があると言うのであればシーリング方式はなくていいんですよ。要するに、もう上を切ってしまいますからね。ですから新規にやろうとする事業については、おのずとこれは規制をしなくちゃなんないんですよ。これは実際の予算の編成に当たったときに。

○議長（天野秀実君） 町長、町長まとめてください。

○町長（早坂利悦君） そういうことで職員苦勞してますけれども、できるだけ将来に負担を残さないことを意識しながらやるということに尽きるかと思います。

○議長（天野秀実君） 以上で、10番中山 哲議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第3 報告第6号 放棄した債権の報告について

○議長（天野秀実君） 日程第3、報告第6号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野 健君） 報告第6号放棄した債権の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

本件につきましては、色麻町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、町が放棄した債権について、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

放棄した債券につきまして、債権放棄調書で御説明を申し上げます。

調書には、債権の名称、債権放棄の理由、年度、人数、件数、金額を記載しております。

放棄した債権の名称は、水道使用料及び学校給食保護者等納付金でございます。

債権放棄の理由は、水道使用料が第15条第1項第1号の生活困窮及び第15条第1項第4号の免責、それから学校給食保護者等納付金が第15条第1項第4号免責になります。

債権の年度は、水道使用料が平成24年度から平成27年度及び令和6年度で、合計で人数が5人、件数が5件、金額が19万8,602円です。なお人数5人につきましては延べ人数となっております、実人数は2人というふうになってございます。

次に、学校給食保護者等納付金が平成22年度から平成24年度、平成26年度、平成27年度で、合計で人数が5人、件数が6件、金額が16万5,646円となっております。なお人数5人は延べ人数となっております、実人数は1人というふうになります。

放棄した債権の合計金額は36万4,248円、実人数が2人で、債権を放棄した日は令和7年3月31日でございます。

以上、放棄した債権の報告についての御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（天野秀実君） これより報告第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） ただいま放棄した債権の報告についていろいろ説明がありましたが、放棄した年月日が令和7年3月31日、これは条例では15条、実際の報告は規則第16条の報告で規定されておりますが、なぜこの時期に報告したのか。本来であれば6月に報告してもやぶさかではないかと私は思います。なお、施行規則第16条の報告では、実質報告時期は明定されていませんが、債権放棄というマイナスというかそういうものであれば、事実関係があれば、さらにはですね、免責、生活困窮という根本的な事由であれば早急に報告すべきではないかなと思うんですが、その辺について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） はい、小川議員の質疑に対してお答えいたします。

3月31日付で債権放棄して、報告がなぜ9月会議になったのかということかと思えます。

それにつきましては、まず債権放棄をしますと、当然歳入から減するということになるんですけども、まず決算に当然出てくる数字となります。債権放棄をした数字というのは決算に出てくるということになりますので、決算報告月であります9月会議において、この放棄した債権の報告を行うこととして、これまでも実施してきたということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） それはあくまでも会計処理上の問題であって、事実認定した場合ですね、権利の放棄であれば、速やかにそれによって決算時期の金額が変わるということはないはずです。それはあくまでも会計年度、事業年度の会計処理であって、粛々と債権管理条例規則に基づけば、私は速やかに報告すべきだと思うんですが、再度説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて再開をいたします。総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） はい、お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、3月31日で確定したのであれば、次の定例月である6月会議においてということもありますけども、先ほどの回答とかぶってしまいますけども、9月会議が決算月という考えから9月会議で今までどおり報告してますので、今後そのとおり報告していきたいと考えております。

なお、6月会議でどうかという点につきましては、今後内部で検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 4 議案第 66 号 色麻町教育委員会委員の任命について

○議長（天野秀実君） 日程第 4、議案第 66 号色麻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第 66 号の色麻町教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

志津地区のこれまで佐藤邦雄さんには教育委員として大変御活躍をいただいておりますが、9 月 30 日をもって任期満了となります。佐藤邦雄さんには、平成 29 年 10 月 1 日から 8 年間御活躍をいただき、小中一貫校でありました色麻学園の義務教育学校への移行や地域の教育力を生かし、学校、家庭、地域が一体となった協働教育の推進に御尽力をいただきました。この場をお借りし、改めて深く感謝を申し上げます。

そして、その後任といたしまして、角田市在住の岩城幸喜さんをお願いいたしたく御提案を申し上げるものであります。

御承知の方もいらっしゃると思いますが、岩城幸喜さんは大原地区の御出身で、長きにわたり教職に就かれ、小牛田農林高等学校と宮城県農業高等学校においては教頭を、柴田農林高校においては教頭、校長など数々の要職を歴任をされ、活躍された方です。学校教育に精通され、人格、識見ともに教育委員としてふさわしい方と考えております。

なお、任期は令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までとなります。

よろしく御審議を賜り、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 討論につきましては、人事案件でありますので、先例に従い省略をいたします。

○議長（天野秀実君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかったものは反対とみなします。

議案第66号色麻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れなしと認めます。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（天野秀実君） 賛成多数です。よって、議案第66号色麻町教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

日程第5 議案第67号 色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第5、議案第67号色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） 議案第67号色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明いたします。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成等の公費負担の経費に係る上限の単価が引上げられました。本町条例につきましては、議会議員選挙及び町長選挙において立候補者の負担を減らし、立候補者間の選挙運動の機会均等を図る目的で制定しておりますことから、国の基準に合わせた改正を行うものであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。

審議資料3ページと併せて、本日お配りいたしました参考資料を御覧ください。

第8条選挙運動用ビラの作成費用ですが、議会議員選挙及び町長選挙ともに1枚当たりの作成単価7円73銭を8円38銭に改めます。

次に、第11条選挙運動用ポスターの作成費用ですが、1枚当たりの作成単価541円31銭を586円88銭に改めます。

これにより、参考資料に記載の赤書きのとおり限度額が引き上げることになります。

次に、議案書6ページの附則についてでございますが、この条例は公布の日から施行するものとし、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 色麻町個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第、議案第68号色麻町個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） 議案第68号色麻町個人番号の利用に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明いたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定により、地方公共団体には基幹情報システムの標準化が義務づけられ、本町においても令和7年度からシステムの標準化を実施しております。このシステムの標準化に伴い、充当会社宛名番号管理機能が共通機能として設けられます。充当会社とは、町の住民基本台帳に登録はされておりませんが、行政サービス上、記録しておく必要がある個人が該当します。具体的には、町外の自治体に在住しているものが本町の不動産を所有しており、本町が固定資産税を課税するものや、町外の高齢福祉施設への入所に伴い、町の被保険者資格を継続したまま転出するものなどです。この充当会社の個人を識別するための宛名番号として番号を付して管理するものが充当会社宛名番号管理機能になります。そしてこの機能を用いて付番管理する事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法で規定する個人番号の独自利用事務に該当し、番号法第9条第2

項に基づき条例の定めが必要となることから、今回所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容について御説明いたします。

審議資料５ページを御覧ください。

第２条第４号及び第５号は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本等々の一部を改正する法律において、番号法の一部が改正され、条例で引用している条項が変更になったことに伴い、法第２条第８項から法第２条第９項に、法第２条第９項から法第２条第１０項に改めるものです。

別表第１は、実施機関が利用することができる事務を規定しており、新たに７項町長の事務として充当会社宛名番号管理機能に関する項目を追加し、７項社会教育委員会の項目を８項と改めるものです。

次に、６ページでは現行の８項教育委員会の項目は色麻町立幼稚園保育料等徴収条例が令和７年３月に廃止されておりますので、削除して整理するものです。また、新たに１１項教育委員会の事務として７項と同様に充当会社宛名番号管理機能に関する項目を追加するものです。

続きまして、別表第２は実施機関が利用する特定個人情報について規定しており、先ほどの別表第１と同様に充当会社宛名番号管理機能に関する項目の追加、保育料等徴収条例の廃止による項目の削除等の改正を行うものです。

次に、議案書９ページの附則についてですが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 69 号 色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第 7、議案第 69 号色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） 議案第 69 号色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 1 月 8 日に公布され、令和 7 年 10 月 1 日から施行されることにより所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして御説明いたします。

本日お配りいたしました参考資料を御覧ください。

まず、概要ですが、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため地方公務員の部分休業制度を拡充する地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものです。

改正内容の（１）ですが、部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき条例で定める時間 10 日相当を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能となります。

現行では 1 日につき勤務時間の始めと終わりに 30 分を単位として 2 時間を超えない範囲で取得することができます。例としまして、勤務時間の始めに 2 時間を取得、勤務時間の終わりに 2 時間を取得する。また、勤務時間の始めに 1 時間と勤務時間の終わりに 1 時間を取得などができます。

改正後は、第 1 号部分休業と第 2 号部分休業のいずれかを 1 年間の範囲内で選択して取得することが可能となります。

①の第 1 号部分休業は現行の制度を拡充し、勤務時間の始めと終わり以外においても取得することができます。例としまして、現行の例で示しているほかに勤務時間の始めと終わり以外においても、真ん中の部分でも 2 時間を取得することが可能となります。

②の第 2 号部分休業は 1 年につき 10 日相当 77 時間 30 分、非常勤職員におきましては 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間となります。この範囲内において 1 時間を単位として取得することができます。例としましては、丸々 1 日を部分休業とすることもでき、1 時間単位で取得する場合は、例えば 3 時間の部分休業を取得するなど、勤務時間内で時間を設定して部分休業を取得することができます。

続きまして、（２）ですが、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢が拡充されます。現行では、部分休業を取得できるのは養育する子の年齢が 3 歳に達するまでとされておりましたが、正職員においては、小学校就学の始期に達するまでと既に

されており、非常勤職員につきましても同様に拡充するものです。なお、この拡充に関する改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条の改正により適用となります。

次に、条例の改正箇所について、新旧対照表にて御説明いたします。

審議資料の8ページを御覧ください。

第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の第19条に第2項、第3項及び第4項が追加されたことに伴い改めるものです。

第17条は、部分休業をすることができない職員として、第2号で勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員と定めておりますが、人事院規則において、勤務日ごとの勤務時間に係る要件が削除されたことに伴い、及び勤務日ごとの勤務時間を削除するものです。

第18条は、参考資料で説明しました部分休業が第1号部分休業と第2号部分休業に規定されたことにより、部分休業を第1号部分休業に改め、現行では勤務時間の始めまたは終わりに取得可能であった部分休業を勤務時間の終始以外で取得可能となるよう、始めまたは終わりにおいての文言を削除しております。

9ページを御覧ください。

第18条の2は、参考資料で説明しました第2号部分休業について新たに追加し、部分休業は1時間を単位として行うと定めております。第1号及び第2号では、第2号部分休業を取得する際に分単位とした時間がある場合について定めております。

10ページを御覧ください。

第18条の3は、部分休業を取得できる1年の期間は4月1日から翌年3月31日まで、いわゆる年度単位とすることを定めております。

第18条の4は、第2号部分休業で1年の期間において取得できる時間を、正職員においては10日相当の77時間30分とし、非常勤職員においては勤務日1日当たりの勤務時間数に10乗じた時間と定めております。

第18条の5は、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第3項において、特別な事情がある場合には部分休業を第1号から第2号に、または第2号から第1号に変更できると規定されており、この特別な事情について定めております。

第20条は、地方公務員の育児休業等に関する法律第5条において、部分休業の取消事由を規定しており、そのほかに条例で定める事由として、部分休業を第1号から第2号に、または第2号から第1号に変更したときと定めております。

次に、議案書11ページの附則についてですが、施行期日は令和7年10月1日から施行するものとし、経過措置として、今年度における第2号部分休業の取得時間については10月1日から3月31日までの6か月の範囲での取得となるため、取得時間を2分の1とするものでございます。。

以上、提案理由の説明といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 令和7年度色麻町一般会計補正予算（第5号）

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第70号令和7年度色麻町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第70号令和7年度色麻町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億1,888万2,000円を追加し、予算総額を50億353万9,000円といたしました。また、今回の補正予算には令和7年8月21日開催の議員全員協議会で御説明いたしました公用車カーナビ及び公用携帯電話に係るNHK放送受信契約の契約漏れに伴い、未払い受信料も計上させていただいております。

今回、計上させていただきましたNHK受信料未契約に伴う未払い受信料が発生した経緯について御説明をさせていただきます。

全国の自治体でテレビの受信機能があるカーナビを搭載した公用車及び携帯電話について、NHK放送受信料の未払い事案が相次いで新聞等で報道されたため、本町でも確認調査を行ったところ、同様の案件が複数あることが判明いたしました。結果といたしまして公用車14台、携帯電話3台、計17台が未契約であることが判明し、これまでの未払い受信料として193万2,353円を納入する必要が生じてしまいました。このような事態を招いたことは行政運営の基本であります法令遵守や契約管理において不備があったものと認識しており、深く反省いたしますとともに、町民の皆様、議会の皆様には多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。大変申し訳ござ

いませんでした。今後は二度とこのようなことが起きないように、再発防止に努めてまいります。

それでは、改めまして補正予算の歳入から御説明を申し上げます。

議案書20ページを御覧ください。併せまして、本日お配りしました参考資料令和7年度重点支援地方交付金実施計画概要を御覧ください。

第10款地方特例交付金は、地方特例交付金の交付額が確定したことにより42万1,000円を増額するものです。

第11款地方交付税は、普通交付税の交付額決定により7,632万7,000円を増額するものです。今年度の普通交付税の交付決定額は20億7,632万7,000円となり、対前年度本算定と比較しますと65万6,000円、3.23%の増となりました。

第15款国庫支出金は合計で4,628万2,000円の増額で、主なものは1項国庫負担金1目民生費国庫負担金で令和6年度児童手当交付金の実績額確定に伴い、187万8,000円の増、2項国庫補助金1目民生費国庫補助金で、子ども・子育て支援事業費補助金374万円の増。5目総務費国庫負担金は、重点支援地方交付金として参考資料（1）給付金事業ナンバー1定額減税補足給付金3,097万1,000円及び参考資料、（2）推奨事業メニュー分事業ナンバー3水道使用量基本料金の減免に係る水道事業会計負担金826万9,000円の財源として、合計で3,924万円を増額するものでございます。

第16款県支出金2項県補助金は7目教育費県補助金で、議案書21ページに移りまして、公立学校情報機器整備事業費補助金1,406万4,000円の減などとなっております。。

第18款寄附金は、お手元に配付したとおり、ふるさと納税寄附金として4月から7月までの分として236件602万6,000円を御寄附いただいております。当初予算において100万円の予算設定をさせていただいておりましたので、今回差額の502万6,000円を増額するものです。なお、前年度同時期は570万5,000円の寄附額でしたので、前年対比で5.63%の増となっております。

御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

第19款繰入金は、1項特別会計繰入金で各特別会計への精算による繰入金合計で723万7,000円の増額となっております。

2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金で当初予算編成時において補正予定としていた予算などの財源として2億9,300万円を増額いたしました。このことにより、本年度の予算上の基金繰入額を4億9,800万円といたしました。

第20款繰越金は、令和6年度決算により繰越金額が確定しましたので、238万6,000円を増額するものです。

第21款諸収入は、過年度分町社会福祉協議会補助金清算による返還金86万6,000円の増、芍薬等売却代金90万6,000円の増、合計で177万2,000円を増額するものです。

続きまして、歳出について申し上げます。

議案書23ページを御覧ください。

今回の補正では各款項に人件費の増減がございますが、人事配置等を整理したものでございます。

人件費以外の主なものについて御説明いたします。

第2款総務費は、1項総務管理費合計で478万3,000円の増額で、主なものは、6目財産管理費でNHK未払いテレビ受信料として61万1,000円の増、10目地域活性化対策費では、ふるさとまちづくり基金積立金685万4,000円の増などとなっております。

第3款民生費は、合計で3億5,019万5,000円の増額で、主なものは、24ページに移りまして、第1項社会福祉費1目社会福祉総務費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金3億669万9,000円の増、2目老人福祉費で介護保険特別会計繰出金129万7,000円の減、3目国民健康保険対策費で国民健康保険事業特別会計繰出金110万円の増、8目後期高齢者医療対策費で後期高齢者医療特別会計繰出金279万円の増、9目物価高騰支援給付金給付事業費で、25ページに移りまして、歳入でも御説明申し上げましたが、参考資料（1）給付金の事業ナンバー1定額減税補足給付金3,038万円の増などとなっております。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、地域子ども・子育て支援事業補助金164万9,000円の増、令和6年度子どものための教育・保育給付国県交付金清算による返還金220万8,000円の増などとなっております。

26ページを御覧ください。

第4款衛生費は、合計で973万7,000円の増額となっており、主なものは1項保健衛生費1目保健衛生総務費でNHK未払いテレビ受信料25万円の増、2目予防費で健康管理システム改修業務委託料88万円の増、4目医療対策患者送迎費で、NHK未払いテレビ受信料22万3,000円の増、4項水道費1目水道事業費は歳入でも御説明申し上げましたが、参考資料（2）推奨事業メニュー分事業ナンバー3水道事業会計負担金として物価高騰による町民の水道使用量の基本料金を2か月分減免するため、826万9,000円を増額するものでございます。

27ページを御覧ください。

第7款商工費は、1項商工費3目平沢交流センター管理費で給水冷温水器薬品洗浄業務委託料407万7,000円の増、電話設備更新工事費198万9,000円の増額となっております。

第8款土木費は、合計で6,125万1,000円の増額で、主なものは2項道路橋梁費2目道路維持費において除雪に係る経費として消耗品費341万4,000円の増、燃料費297万6,000円の増、修繕料580万円の増、28ページに移りまして、防雪柵設置収納業務委託料110万円の増、除雪作業機械運転委託料504万円の増、除雪車両借上料3,657万円の増などとなっております。6目大原線舗装補修事業費は大原線舗装補修工事費として250万円の増となっております。

議案書29ページを御覧ください。

第10款教育費は、合計で1,714万1,000円の減額で、主なものは1項教育総務費2目事務局費NHK未払いテレビ受信料16万7,000円の増、学習用端末タブレット購入費1,855

万2,000円の減、3項社会教育費2目公民館費で修繕料55万円の増、NHK未払いテレビ受信料19万5,000円の増となっております。

30ページを御覧ください。

第12款公債費は、合計で296万4,000円の増額で、議案書31、32ページの公債費償還明細書にございますが、令和6年度新規借入れ及び利率の見直し、全国瞬時警報システム機器整備事業の繰上償還に伴い、元金31万8,000円の減額と利子328万2,000円の増となっております。

第14款予備費は、59万4,000円を増額し歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、議案書17ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正ですが、学校給食センター調理等の委託で令和7年度から令和10年度の期間、限度額8,895万円を追加するものです。

以上、令和7年度色麻町一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げました。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書20ページ、歳入から入ります。

歳入。

10款地方特例交付金1項地方特例交付金。（「なし」の声あり）

11款地方交付税1項地方交付税。（「なし」の声あり）

15款国庫支出金1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

16款県支出金2項県補助金。（「なし」の声あり）

18款寄附金1項寄附金。（「なし」の声あり）

19款繰入金1項特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

22ページに入りまして、20款繰越金1項繰越金。（「なし」の声あり）

21款諸収入4項雑入。（「なし」の声あり）

次に、23ページ。

歳出に入ります。

1款議会費1項議会費。（「なし」の声あり）

2款総務費1項総務管理費。（「なし」の声あり）

3 款民生費 1 項社会福祉費。8 番小川一男議員。

○8 番（小川一男君） ページ数24ページになります。

18節の負担金、先ほど説明ありましたが、この3億669万9,000円、過般、全員協議会で説明あったんですが、資金収支キャッシュフローの不足に伴う金額、これを予算化、補正化するとの説明があったんですが、実際の数字は幾ら計上したのか、まずお聞きします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） はい、お答えいたします。

今回、今質問あった部分の計上ですが、こちら6,643万6,000円ということになります。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8 番（小川一男君） 実質ですね、この前の会議では、キャッシュフローで1億6,878万762円で色麻と加美町を案分すると、ただいま課長が説明した6,643万6,000円ですか。ただですね、収支で1億7,000万円ですが、実質は1億6,800万なんですが、御案内のとおりキャッシュフローですよ、業務、病院ですから、医療、投資、財務、その部分部分の収支を明確にしないとですね、ただ単にプール計算で1億6,800万円、省略化して1億7,000万円で2町の案分で計上するのはいかなものかなと私は思うんですよ。

さらに、公的企業ですから、よく病院等に言われますけれども、公共の福祉の増進とか公共性を重要視するのは分かるんですが、経済性、それも合わせて追求をしないとですね、これではいつまでたっても負担、負担、単なる割合で算出して補正を組めばいいのかどうか。その辺企画財政課としては、この案件についてどのように検討したのか説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） はい、お答えをいたします。

簡潔に申し上げますと、病院の不足分をですね、そのまま両町のほうに負担を求められてそのまま払っていいのかという御質問かと思えますけれども、今回その資金不足、来年の3月までですね、資金不足が生じないような金額は幾らなのかというところ、また今後もですね、例えば公立加美病院、組合全体ですね、病院もございまして老健のほうもございまして。こちらのほうのですね、今後の収益の見込み、こういった部分の御説明もいただきながら、実際、資金ショートを起こさない金額というのは幾らなのかというところですね、細かいところまでお話を聞かせていただいたという経緯がございまして。

そのような中でですね、組合といたしましては、もう少し大きな額をですね、先に両町から負担をしていただきたいという御提案もございましたが、その内容を聞きましたところ少し余裕があるというかですね、少し実際の数値よりも少し大きな数字で提示がございましたので、この辺につきましては、そのキャッシュフローの資金ショートを起こさないような資金のうまい回し方、こういったところで回避をできないか。また両町から予算がつけばですね、その分の資金を組合のほうに投入するわけですが、その投入する時期、例えば3月ぎりぎりまでですね、両町で支払いをしないでということになれ

ば組合のほうの負担というのは当然大きくなりますけれども、この決められた予算をですね、いつの時期に投入すれば資金ショートを起こさないか、こういったところの協議もさせていただきながら、今回はですね、総額 1 億 7,000 万円、加美町では 1 億 3,056 万 4,000 円、本町であれば 6,643 万 6,000 円。こういった負担の補正予算を受入れたということで、単純に出された数字を今回計上しただけではなくてですね、キャッシュフローの部分も御説明をいただきながら、資金ショートを起こさないぎりぎりのラインで調整をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8 番（小川一男君） ただいま説明いただいたんですが、単純にキャッシュフローと言いますけれども、ここで減免をやってる上下水道のキャッシュフローを御覧なつて分かるとおりですね、業務、投資、財務、それを合わせて対応しないとどうしようもないわけですよ。ただ、私たちが頂いた資料の範囲内では医療業務、要するに、本来の業務が赤字であれば、ほかの財務とか投資と違ってですね、根本的な問題に関わるわけですよ。そうでないと、綱渡りのこのような収支を続けていっては、逆に色麻で幾らぐらいまでなら繰入金できるのか、逆算したほうが早いわけですよ。

現にですね、ただいま企画財政課長がいろいろ言いましたけれども、ここにプランとしてあるんですけれども、この繰入金、負担金ですね、一般会計の負担金の考え方としてここにあるわけですよ。繰入金については加美町、色麻町と十分検討し、一般会計の財政状況も考慮した上で可能な範囲で行う。地方公営企業会計の当院は、原則、独立採算の原則によりますとうたっているわけですよ。なし崩しにそういう形でやるのは、先ほど私も言いましたけれども、公共性の増進はいいんですが、経済性もしないと、公営企業としての体をなさないわけですよ。

ちなみに、決算ベースで言いますけれども、我が町では、病院で令和 3 年 5 億 841 万 4,000 円、令和 4 年 5 億 1,000 円、令和 5 年 5 億 100 万円、令和 6 年決算ベースでは 5 億 600 万円が 2 回に分けて 2 億 5,000 万円ベースで推移してますけれども、完全なる 6,000 万円が超過なってるわけですよ。やはりその辺はね、企画財政として真摯に分析しないと駄目ではないかなと思うんですが、再度説明を求めます。

○議長（天野秀実君） はい、小川一男議員にお諮りいたします。小川一男議員の質疑に対する、今後、答弁となりますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、暫時休憩をいたします。

再開は午後 1 時 30 分といたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（天野秀実君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。8番小川一男議員の質疑に対する答弁から再開いたします。町長。

○町長（早坂利悦君） 休憩前、小川議員のほうから加美組合の件についての質問がございました。たしかに監査委員でもあって、町の財政関係の動きというのはよくつかまれている、そういう心配の中での意見でありますので大変重みがあると思いますが、そういうことで、先般、議員の皆さんにも協議会の中で今後の組合の経営の在り方ということで、いろいろ皆さんにも説明を申し上げました。それで、先般、組合議会のほうでもその予算を提案をし、可決をしていただきましたので、経営形態ということに関する第三者委員会を立ち上げて、そして今後の在り方ということで審議をすると、できれば目標としては、その結論を得て2027年度から新たな経営形態のスタートを切るという目標で進ませたいということで、今現在おります。

前にも申し上げましたけれども、やっぱり今、今回の予算3億円超えますけれども、やっぱりこれはもうほぼほぼ限界だという思いであります。ですので、前に申し上げたときは、ならば、できれば1億円ぐらいで収まればなという私なりの観測を申し上げたこともございましたので、何とかそういうふうになるように努力をしなくちゃならないという思いであります。

指摘受けましたことにつきましては、同じように心配しながら、何とかそれをクリアするためにやるということで、今、進んでおります。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに、1項社会福祉費、ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 同じくこちら負担金。いや、今の3億何がしという病院のほうへ出してる負担金について、お尋ねをしたいと思います。

8番委員からのほうからは、先ほどキャッシュフローについての御質問をしていらっしゃると思います。あくまで負担金についての項目として御質問しますので、管理者ではなく、町長として答弁を求めたいと思います。

今回3億何がし、財政部局としては先ほどお話を聞くと、今回案分が6,600万円何がしと、色麻町としては出さなきゃない。加美町についての構成町としては1億たしか3,000と言われたんでしょうか、300と言われたんでしょうか。ちょっとその点がちょっとね、3,000って聞こえたから、そうすると数字が変わってくると思うんだなあと思ったもんですから、その点も含め答弁を再度いただきたい。

今回、負担額ここに3億円、これはもう正直、先ほど町長は目いっぱいだと。なおかつ、それをもとにして先ほどの部局の答弁を聞くと、今回の負担についてはいろいろ精査した中で決められたお話を聞いております。どのような精査をして、今回この6,600という数字を適正とみなしたのか、負担金として。その根拠、全員協議会でも御説明いただきましたけれども、最終的にその根拠を基に今回妥当だろうということでここに計上

しているわけでございますけどもね。その根拠を、まずお尋ねしたいなと。

また今後の推移、財政シミュレーション、当然部局は立てていらっしゃると思いますんで、来年以降、これがどのように変化してくるか、そういうことも加味しながらの今回の予算措置だと思われますので、それも加味しながら答弁をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） はい、お答えいたします。

まず1つ目が、先ほど企画財政課長からお答えした1億7,000万円の内訳の部分で、加美町の分ということだと思いますが、そちらのほうは1億356万4,000円でございます。

それと2点目ですが、今回の1億7,000万円の根拠というところでよろしかったですかね。負担割合の根拠ということでしたが、それに関しましては、その辺精査したかということだったと思います。こちらに関しましては、まずもって令和6年度にですね、ちょっと医師不足が発生して常勤医師が4人状態となりました。それで外来の午後の休診とかですね、あと救急の受入制限、それと入院の受入制限そういったものが行われたということで、こちらのほうで、そこで赤字になったものですから、6年度の最終的な期末の基金残高としては8,400万円程度になったということでございます。それで令和7年度ですね、病院事業の会計の当初予算として、およそ9,000万円ぐらい赤字になったものですから、当初予算が赤字予算ということで組まざるを得なくなったということでございます。それでその件に関しましては、その辺をですね、幾ら不足して、どういった理由かというところを病院等からも報告を受けているというような状況でございます。

それで我々、私ども保健福祉課、両町ですけど、それとあと企画財政課でも入りまして、その辺の不足状況を報告いただいて精査を行っている。それでそういった状況を踏まえて、今年度の資金計画ですね、そちらのほうも伺っているというような状況でございますが、そちらのほうで12月をもって資金ショートすると、そういったその額がですね、今回の1億7,000万円というふうに伺っておりまして、そういったところで、今回の補正計上に至っているというような状況でございます。

それと3つ目、今後というお話だったと思いますが、それに関しましては、先ほど6年度で常勤医師4人になったというお話を申し上げましたが、7年度におきましては、医師は今6人常勤医師がいるというような状況でございます。診療体制の見直しを行って、外来は通常診療を行い始めております。それと救急の受入れも行っておりますし、あと入院の受入れ、その辺もですね、調整を行いながらベッドの稼働率は大分上がっているというふうに伺っておりますんで、ちょっとまだ今の段階だと年ちょうど途中ですんで、その辺が上がってはきているという数字は見せてもらってますけど、そこがですね、今度上がった数字で推移していけば改善は見込めるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それでは財政シミュレーションの部分を含めまして、先ほどの保健福祉課長のほうからですね、1億7,000万円の根拠でございます。これにつきましては、私たちが説明を受けたのがですね、令和7年7月24日の会議でございました。この段階で、取りあえず常勤の医師が6名体制になって、そこからですね、稼働率、入院また外来のほうの稼働率が徐々に上がってきているという報告を受けておりました。ただ、しっかりしたどれぐらいの収益になるかという部分がまだ不安定なところもございましたので、そのような中で、この組合のですね、資金予定表というものを御提示をいただきまして、この中で実際にどれぐらいの収支の状況を見込んでいるかというところの御説明を受けました。

先ほどいろいろ高橋保健福祉課長のほうから説明がございましたけれども、この内容に基づきまして、3月末で1億7,000万円不足しそうだ。そのポイント、ポイントでですね、例えば賞与の支給の時期にですね、資金ショートを起こす恐れがある、そういった情報等々を踏まえまして、1億7,000万円はどうしても必要な部分なのかなというところでその額の決定をしたところでございます。

また、今回のこの追加の負担分につきましては、この色麻町のですね、財政計画の中に含まれているかという御質問と捉えてお答えをさせていただきますと、今回は財政計画には全く想定していない、全く追加負担ということになりまして、この財源につきましても、どこからもですね、打診はございませんので、この原資につきましては財政調整基金を取り崩してこちらのほうに補填をしたということでございまして、現在、皆様のほうにお示しをさせていただいております財政計画の中には、この6,643万6,000円という金額については含まれていないということでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原議員、ちょっと待ってください。

保健福祉課長は加美町の負担額が1億360万何がしという話をされてます。多分、午前中、色麻の負担は6,643万何がし。加美町の負担が1億3,000万何がしということで。そうですか、それを訂正して正式な数字が1億300万何がしということですね、分かりました。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、加美町の数字についてはね、3,000円何がしじゃなくて300万円何がしということで訂正をなされて、それが正当ですよってことは理解しました。

ただね、町長は多分管理者から聞いてると思います。2月会議やったときにマイナス赤字で予算執行してるというのは聞いていらっしゃったのではないかなと。その中で負担金を今回こういう形を出さなくないときに、どのタイミングで出さなくちゃいけないかなって判断は持ってたのではないかなと。今回、ここで負担金というのを9月決算会議に持ってこられた理由、もっと早めに6月に措置することもできたのではないかなというのは、4月15か16で、先生方が2人増えたわけですよ、その時点でシミュレーションを多分、病院のほうではなされてるんじゃないかなと。そういう話は多分聞いていら

っしゃるんではないかなと思って聞いてるんです、私は。ですからそれをもとにして財政シミュレーションどうしたんだと。それが今回さっきの部局の話を書けば、ね、今回の財政計画には含んでない、突然の話だというような話にもなっておりますんで、その辺りはどうなのかなと。話を聞いてる部分、私、負担金しか聞けないものですから、今後の町の財政の負担に関わる問題でもございます。そういったところをどのように町長は病院の管理者から話を聞き、町として今後この負担をどうするか。先ほどは1億円ぐらいで収まればよいような話をした。ただ、その思いの中に何か根拠があるんじゃないかなというのも思ったものですから、再度そういうところを含めながら答弁をいただければよろしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今言われたとおり、6月で悪いわけではないんですよ。ただ、その時点ではまだ状況をよく見極めなきゃないという時期でありますので、もちろん医師の体制もようやく6人になっただけだったと思うんですけども、そういう意味で、多分シミュレーションからいくと年度内の財政運営についてはそう楽ではないと。これはさっきの何回も話があったように、キャッシュフロー的に行き詰まるということの予想はできたんですけども、金額的に、今言ったような6月の時点では、まだもう少し推移を見ないと具体的な数字まで出れないなという状況でありましたので、それで今月9月にこのとおりの補正を組まざるを得ないと、組んだというふうに理解していただきたいと思います。

やっぱり組合は、この病院と老健と2つの業種ですけども、若干病院については、医師の6人体制になったことによって幾らか当初よりもいいかなと思いはあるんですが、老健も含めた全体で見れば、決してそう楽な運営できる状況にはないというふうになるんだと思います。

それから1億円ぐらいというのは私の希望なんですけれども、前にも議会の皆さんに話した記憶があるんですけども、何とか少なけりゃ少ないほどいいんですけどね、少ないほどいいんですけども、どういような、例えば指定管理であれ、どういような形態を取っても1億円ぐらいは出費するんだろうなという思いがあって、具体的に1億円ってどっから出したんだと言われても困るんですけども、私の思いとして、それぐらいで止まればなということでの金額であります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） あくまで負担金、事務組合に対してのお話でございますね。町長の今の思いは思いとして分かりました。今回3億円という金をここに実際出してるわけです。これが将来にどのような展望になってくるのか分かりかねる。なおかつ先ほど福祉課長からは、今、上がってきておりますと。どの程度上がってるのか、上り幅、推移、推測をどのように聞いてんのか私たちは分かりません。あくまでも今回の負担については3億円は必要だ。ただ、来年もこれが資金ショートする可能性がないとも言えないような答弁もいただいている。そういった部分を含みながら予算編成を組んでるわ

けですから、そこをどのようにつかんでるかっていうことを聞いたかったなと。

ただ、今上がり幅が上がってるという話あって、実際の数値、遂行は見えてないというのが現状ということでもよろしいんですよね。それを今後どのように生かしていくのか。負担金という部分を含め、町の財政の中でどう考えてるのかを最後にもう一度、3回目ですから町長が管理者とどういう話をするのかどうかはさておき、その辺りをどう見極めながら進めるのか。進捗方向も含め、あればお示しをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） しっかりした数字はまだつかんでいないようですが、これようですが、26年度も今年度とそう変わらないくらいの内容の予算編成になるのではないだろうかというふうに思っております。ですから、今年この負担が3億円超えたということになりましたので、多分、この前後ぐらいまで覚悟はする必要があるのではないだろうかというふうに、今のところ思っております。できれば、これより幾らかでも少なくなるように、組合のほうで努力するように、これは、この使い分けがひどいんですけど、私からもそういう思いでやらさせていただきますので、ただ、覚悟としてこれぐらいの覚悟は持っておくべきであろうかなというふうには思っておるところであります。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まず、今、町長のほうから負担金はなるべく少なくなるように努力するということなんですけれども、本町の財政担当の企画財政としては、今年は今回の場合は6,633万6,000円の負担金に収まるだろうと推測されますけれども、ね。この財政当局としては、負担金の推移によって負担が増となる場合に、本町としてはどのくらいまでの範囲として見てるのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） はい、お答えをいたします。

一言で言ってしまうと、少なければ少ないほどという話にはなりますが、今回もですね、追加交付が6,643万6,000円あったわけですが、これにつきましては、財政調整基金からの補填という形になってございます。そうしますと、このような事態になった場合にですね、例えば病院の経営悪化に係るですね、起債等々あると思いますけれども、ただこれもですね、赤字だからすぐ使えるという起債ではなくて、やっぱりその摘採性というところが求められておりますので、起債も受けない、出どころがないという話になりますと、基金から出すか、もしくは組合のほうで金融機関から、これも当然起債を起こすのと同じですので、民間から資金を調達するか借入れをするか、もしくは色麻町で財政調整基金ある分全て出して、それでも負担金が不足するということであれば、本庁が資金を借入れをしてですね、それで補填をするということで、こういった形でしか補填する方法はございません。

ですので、要求された額をですね、そのままストレートに出せるかといったら決してそうではないというのは皆さんも御存じのとおりかと思えます。ということですので、

この辺につきましては組合の担当の方々とですね、経営の部分も含めまして資金ショートを起こさず、安定した経営ができるようにということで、そういったところを調整をしっかりと行いながらですね、今後、出せる金額は極力少なく、ですが資金ショートに陥らないように、運営に困ることがないようにというところも十分に留意しながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（天野秀実君） ほかに、民生費、社会福祉費、ございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、先に進みます。

25ページ、2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

26ページに入ります。

4款衛生費1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

3項下水道費。（「なし」の声あり）

4項水道費。（「なし」の声あり）

6款農林水産業費1項農業費。（「なし」の声あり）

2項林業費。（「なし」の声あり）

7款商工費1項商工費。（「なし」の声あり）

8款土木費1項土木管理費。（「なし」の声あり）

2項道路橋梁費。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 何点かこちらで御質問させていただきたいと思います。

まず初めに、12節の委託料。除雪作業機械運転委託料、500飛んで4万円。まず、この想定している金額の内訳はどのような内訳になっているのかを1点お尋ねしたい。またこの後に、15節の材料費及び18節の負担金なるものがございます。材料については材料費は分かるんですけど、ここに同じく補助金、防風ネット設置について約40万円の計上が出ております。これを補助金においた理由、設置という項目を考えますとどうなのか。またこの設置をする際、何か所の予定でこれを考えているのかをお尋ねしておきたいと、まず思います。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） はい、お答えいたします。

1点目の除雪作業機械運転委託料の内訳でございますが、こちらのほうはですね、単価で言います、単価、こちらが普通のローダーのほうで4,500円の1,000時間見てます。で計450万円。あともう1点はですね、小型の除雪機のほうですね、歩道とか掃くタイプなんですけど、こちらの単価が2,250円の掛ける4時間の20日の3台分を見て、54万円見てます。トータルといたしまして504万円という金額で今回、事業費のほうを出しております。

次に、18の補助金、防雪ネットのほうでございしますが、こちらのほうは地区のほうで設置してもらっている補助金でございします。今年度、令和7年度につきましては5か所5地区でしてもらおう予定になっております。こちらの計算につきましては、均等割2万

円掛ける5地区で10万円、あと実施割ということで、こちらは過去5年間の平均を出して910円という単価になりまして、その延長が大体300メートルしてもらってということでございますので、それが27万3,000円。トータルでいきますと37万3,000円で、今回、予算上は40万円と計上させていただきました。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今御説明いただいて、内訳については十二分に御理解はさせていただきました。

ただ、この1,000時間及び大型の部分についての3台分、時節柄考え、今までの過去3年間のデータを基にして多分つくられて設置、予算措置をなされたのかなと思うんですけども、昨今の情勢を考えると、この金額が適正かどうかということはまたさておいて、その点も含み予算措置されたのかなと。日数的な部分、果たしてここまで必要かどうか、今後出てくる1,000時間という部分を含め、そういった部分はどうかという気するんですけども、その点、どのようにこの時間の根拠を置いたのか、再度お尋ねしておきたい。

また、先ほどの防風ネットの設置については5か所ということは分かりました。ただここ、部落に対しての作業地も含め補助金として出す。であれば逆に委託料として出してもよろしかったのではないかなと。これ補助金と委託料の違いを含め、なぜ補助金に置いているのか、その考え方、根拠について説明を再度求めたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） はい、お答えいたします。

まず1点目のですね、4,500円掛ける1,000時間のほうの回答でございますが、なぜ1,000時間という時間にしたかと言いますと、こちらのほうは過去5年間のデータを見ても大体1,000時間ぐらいあれば、この450万円で済んでるようなで捉えておりまして、今回も450万円と置かせてもらいました。

あともう1点の補助金のほうでございますが、こちらのほうにつきましても、何年か前からこの事業っていうのはやっております。それで、今のところもその補助金というところで置かせてもらっておりますので、今後もですね、今年度も補助金として置かせてもらっております。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかに、道路橋梁費2項道路橋梁費ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

5項下水道費。（「なし」の声あり）

10款教育費1項教育総務費。（「なし」の声あり）

2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

3 項社会教育費。（「なし」の声あり）

4 項保健体育費。（「なし」の声あり）

30ページに入ります。

12款公債費 1 項公債費。 8 番小川一男議員。

○ 8 番（小川一男君） 交際費の関係の利子、2 目利子の関係について、質疑します。

今回、この明細にあるとおり、令和 6 年度借入分それから利率変更、次のページ、繰上償還、この 3 つからなっていてここに詳細にあるんですが、この 2 番目の利率変更、聞きますと 10 年ごとに見直しという形で対応しているんですが、今回、利率の欄を見ますと、3 倍まではいかないんですが 2.78 倍の利率になっています。よって、令和 7 年度の利息も変更前と変更後で 103 万 7,000 円ほど積算していますが、この新しい利率を適用した場合、償還完了までどのくらいの差額の利息の増額になるのかシミュレーションしていると思うんですが、その点について、まず第 1 点説明を求めます。

それから第 2 点、今後ですね、先ほど町長が公債で 50 億円前後とか云々という形で決算書見るとあるんですが、契約によって 10 年の見直しっていう形で取れば、これから金利が上がるわけですね、当然。その辺の負担、まあ国債っていう大げさな話じゃないんですが、その辺も見直しかけた場合の 3 倍、今 0.5 分が上がった場合ですね、その辺もどのようにシミュレーションしているのか、その 2 点について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） ただいま小川一男議員の質疑中ですが、暫時休憩をさせていただきます。準備をさせていただきます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

はい、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 2 分 休憩

午後 2 時 1 2 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。 8 番小川一男議員の質疑に対する答弁から再開いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 大変、お待たせして申し訳ございませんでした。

ちょっところちらのですね、償還明細表のところをちょっと御覧いただくと分かるんですが、利息のほうですね、差引きで 100 万円ほど増えてございます。これ償還 10 年で見直しということになりますので、50 年、1,000 万円近くということが増えていくと。これを返していくという形になりますけれども、この利息に関しましては、当然町だけではなくてですね、全ての部分におきまして、皆様の預金通帳もですね、最近利息のほうはかなりついているということで、こちらと併せてですね、この借入れの利息につきましてもどんどん上昇しているということでございまして、この辺もですね、大きな金額

でございますので、この推移を見守りながらということでの対応になるかと思えます。

ちょっとこのような回答でしかちょっとお答えできないんですが、大変申し訳ありません。

以上とさせていただきます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに、公債費 1 項公債費、質疑ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

14款予備費 1 項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、17ページに戻りまして、第 2 表債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 71 号 令和 7 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（天野秀実君） 日程第 9、議案第 71 号令和 7 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君） 議案第 71 号令和 7 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 141 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,403 万 1,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書 38 ページをお開きください。

歳入について申し上げます。

第3款1項1目繰入金では、324万円を減額し、補正後の予算額を281万円とするものでございます。こちらは当初の見込みより新規の貸付者が少なくなりましたので、貸与事業費として繰入れする額が少なくなったための減額となります。

第5款繰越金1項繰越金でございますが、令和6年度からの繰越金の額が182万3,147円となりました。補正前の予算額では、科目設定のための1,000円を計上しておりますので182万2,000円を増額し、補正後の予算額を182万3,000円とするものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

議案書は39ページとなります。

第1款1項1目積立金では、歳入の補正で申し上げましたとおり、令和6年度の繰越金の額が確定いたしましたので、同額の182万2,000円を増額し、補正後の予算額を188万8,000円とし、基金に積み立てるものでございます。

今回の補正による基金の令和7年度末残高は、7,821万9,000円となる見込みでございます。

第2款1項1目貸与事業費におきましては、当初予算におきまして継続、新規合わせて28人、1,536万円を見込んでおりました。貸付決定者が22名、1,212万円の貸付額となりましたので、今回324万円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書38ページをお開きください。

歳入から入ります。

3款繰入金1項基金繰入金。（「なし」の声あり）

5款繰越金1項繰越金。（「なし」の声あり）

39ページ、歳出に入ります。

1款積立金1項積立金。（「なし」の声あり）

2款貸与事業費1項貸与事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（天野秀実君） 日程第10、議案第72号令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） 議案第72号令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,450万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書45ページをお開きください。

歳入について申し上げます。

第2款繰越金1項繰越金では、令和6年度からの繰越金の額が103万6,335円となりました。補正前の予算額1,000円に103万5,000円を増額し、補正後の予算額を103万6,000円とするものでございます。

議案書46ページを御覧いただきます。

歳出について申し上げます。

第2款諸支出金1項繰出金1目他会計繰出金では、歳入の補正で御説明申し上げましたとおり、令和6年度の繰越金の額が確定いたしましたので、一般会計からの繰入金を経算するため、一般会計へ繰り出すものでございます。補正前の予算額に103万6,000円を増額いたしました。

第4款予備費では1,000円を減額し、歳入歳出予算額の調整を行ったものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書45ページ、歳入から入ります。

2 款繰越金 1 項繰越金。（「なし」の声あり）

次に、46ページ歳出に入ります。

2 款諸支出金 1 項繰出金。（「なし」の声あり）

4 款予備費 1 項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 7 3 号 令和 7 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（天野秀実君） 日程第11、議案第73号令 7 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第73号令和 7 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,984万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 8 億2,847万5,000円とするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

会議事件52ページを御覧願います。

第 6 款繰入金第 1 項他会計繰入金第 1 目一般会計繰入金では事務費分の繰入金といたしまして、110万円の増額といたしました。

次に、第 7 款繰越金では、令和 6 年度の繰越金が3,374万5,000円と確定いたしました。当初500万円を予算計上しておりますので、今回2,874万5,000円の補正とするものであ

ります。

次に、歳出について御説明いたします。

53ページを御覧願います。

第1款総務費第2項徴税費第1目賦課徴収費では、国保税システム改修業務委託料といたしまして110万円の増額といたしました。

第6款諸支出金第2項繰出金第1目他会計繰出金につきましては、令和6年度に一般会計から繰入金を精算し、一般会計へ返還するもので、今回198万7,000円を追加し、予算額を198万8,000円といたしました。

第7款予備費において、歳入歳出予算調整のため2,675万8,000円を増額するものであります。。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書52ページ、歳入から入ります。

6款繰入金1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

7款繰越金1項繰越金。（「なし」の声あり）

53ページ、歳出に入ります。

1款総務費2項徴税費。（「なし」の声あり）

6款諸支出金2項繰出金。（「なし」の声あり）

7款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

○議長（天野秀実君） 以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 7 4 号 令和 7 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（天野秀実君） 日程第12、議案第74号令和 7 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第74号令和 7 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,313万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,706万4,000円と定めるものであります。

まず、歳入から御説明申し上げます。

59ページを御覧願います。

第 1 款第 1 項後期高齢者医療保険料第 1 目特別徴収保険料及び第 2 目普通徴収保険料では、本年度の保険料が確定したことに伴いまして、再算定を行った結果合わせて936万7,000円の増額といたしました。

第 2 款繰入金第 1 項一般会計繰入金第 3 目事務費繰入金では、人件費、事務費分合わせまして279万円の増額といたしました。

第 4 款繰越金では、令和 6 年度の繰越金が107万5,000円と確定いたしました。当初10万円を予算計上しておりますので、今回97万5,000円の補正とするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

60ページを御覧ください。

第 1 款総務費第 1 項総務管理費第 1 目一般管理費につきましては、一般職員手当といたしまして、15万円の増額といたしました。

第 1 款総務費第 2 項徴収費第 1 目徴収費につきましては、後期高齢者医療システム改修業務の委託料といたしまして、264万円の増額といたしました。

第 2 款第 1 項第 1 目後期高齢者医療広域連合納付金では、納付額が確定したことに伴い、1,010万2,000円の増額といたしました。

第 3 款諸支出金第 2 項繰出金第 1 目他会計繰出金につきましては、令和 6 年度に一般会計からの繰入金を精算し一般会計へ返還するもので、今回20万9,000円を追加し、予算額を21万円といたしました。

第 4 款予備費では 3 万1,000円を増額し、予算額11万6,000円とし、歳入歳出の予算調整を図ったところであります。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書59ページ、歳入から入ります。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

2 款繰繰入金 1 項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

3 款繰越金 1 項繰越金。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

60ページ。

1 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

2 項徴収費。（「なし」の声あり）

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）

3 款諸支出金 2 項繰出金。（「なし」の声あり）

4 款予備費 1 項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 75 号 令和 7 年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（天野秀実君） 日程第13、議案第75号令和 7 年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第75号令和 7 年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,205万4,000円を追加

し、歳入歳出それぞれ 9 億 2,342 万 8,000 円とするものでございます。

歳入の補正から御説明申し上げます。

議案書 66 ページを御覧ください。

第 7 款繰入金第 1 項他会計繰入金で 129 万 7,000 円の減額。

第 8 款繰越金第 1 項繰越金では、令和 6 年度決算に伴う繰越金が 3,385 万 1,752 円となりましたので、当初予算に計上した 50 万円を差し引いた 3,335 万 1,000 円を増額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

67 ページを御覧ください。

第 1 款総務費第 1 項総務管理費では、人事異動に伴う人件費で 159 万 8,000 円の減額。

第 3 項介護認定審査会費では、NHK 未払いテレビ受信料として 7 万円の増額。

第 5 款地域支援事業費第 2 項包括的支援事業費・任意事業費におきましても、同じく NHK 未払いテレビ受信料として 10 万 2,000 円の増額。

68 ページ。

第 6 款諸支出金第 1 項償還金及び還付加算金では、令和 6 年度介護保険給付費負担金等精算による返還金で 1,444 万 9,000 円の増額。

第 2 項繰出金では、令和 6 年度一般会計繰入金の精算に伴い、357 万 7,000 円の増額といたしました。

歳入で上回る 1,532 万 5,000 円につきましては予備費を増額し、歳入歳出予算の調整を図ったところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書 66 ページ、歳入から入ります。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

8 款繰越金 1 項繰越金。（「なし」の声あり）

67 ページ、歳入に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

2 項徴収費。（「なし」の声あり）

3 項介護認定審査会費。（「なし」の声あり）

5 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業・任意事業費。（「なし」の声あり）

68 ページに入ります。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

2 項繰出金。（「なし」の声あり）

7 款予備費 1 項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 76 号 令和 7 年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（天野秀実君） 日程第14、議案第76号令和 7 年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第76号令和 7 年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を642万8,000円とするものでございます。

歳入の補正から御説明申し上げます。

議案書74ページを御覧ください。

第 2 款繰入金第 1 項一般会計繰入金で 6 万6,000円の増額。

第 3 款繰越金第 1 項繰越金で令和 6 年度決算に伴う繰越金が43万3,745円となりましたので、当初予算に計上した1,000円を差し引いた43万2,000円を増額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

75ページを御覧ください。

第 1 款サービス事業費第 1 項居宅介護支援事業費で、NHK未払いテレビ受信料として 6 万7,000円の増額。

第 2 款諸支出金第 1 項繰出金で、令和 6 年度一般会計繰入金の精算に伴い、43万3,000円の増額といたしました。

第3款予備費において2,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図ったところでございます

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。
○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書74ページ、歳入から入ります。

2款繰入金1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

3款繰越金1項繰越金。（「なし」の声あり）

75ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費1項居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）

2款諸支出金1項繰出金。（「なし」の声あり）

3款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 令和7年度色麻町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（天野秀実君） 日程第15、議案第77号令和7年度色麻町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第77号令和7年度色麻町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業で保有している携帯電話のNHK放送受信料未払いに伴うテレビ受信料の補正と令和6年度で借入れた企業債利息等の補正でございます。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

第2条、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予算の予定額を3億7,124万7,000円といたしました。

78ページを御覧ください。

収入から御説明いたします。

第1款下水道事業収益第2項営業外収益第2目他会計補助金で、一般会計補助金10万9,000円の増額といたしました。

第4目長期前受金戻入で、54万8,000円の増額といたしました。

次に支出について、第1款下水道事業費用第1項営業費用第4目総掛かり費では、テレビ受信料で6万1,000円。

第5目減価償却費では、令和6年度の固定資産が確定したため、110万円の増額、第2項営業外費用第1目支払利息及び企業債取扱諸費で、令和6年度で借り入れた企業債利息が確定したため、103万円の増額といたしました。

第4項第1目予備費で154万4,000円を減額し、予算額の調整をいたしました。

次のページを御覧ください。

資本的収入について、第1款資本的収入第1目他会計負担金で一般会計負担金で92万1,000円増額いたしました。

戻りまして、77ページを御覧ください。

第3条予算第4条補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億356万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額568万3,000円、過年度分損益勘定留保資金868万6,000円、当年度分損益勘定留保資金7,980万8,000円、建設改良積立金938万8,000円で補填するものといたしました。

第4条予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億7,780万6,000円に定める。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書78ページ、収益的収入及び支出の収入から入ります。

1款下水道事業収益2項営業外収益。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用。（「なし」の声あり）

2 項営業外費用。（「なし」の声あり）

4 項予備費。（「なし」の声あり）

79ページ、資本的収入に入ります。

1 款資本的収入 3 項他会計負担金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に77ページに戻りまして、第4条他会計からの補助金。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第78号 令和7年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（天野秀実君） 日程第16、議案第78号令和7年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第78号令和7年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、物価高騰の影響により、一般家庭水道使用者の経済負担軽減を図るため、水道使用料2か月分の基本料金免除に関する補正と水道事業で保有している給水車のNHK放送受信料未払いに伴うテレビ受信料の補正でございます。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

第2条、予算第3条に定めました収益的支出の予算の予定額を1億8,779万円といたしました。

83ページを御覧ください。

収入から御説明いたします。

第1款水道事業収益第1項営業収益第1目給水収益において、水道使用料826万9,000円の減額。第2項営業外収益第5目他会計補助金で、一般会計補助金826万9,000円の増額といたしました。

次に、支出について。

第1款水道事業費用第1項営業費用第4目総掛かり費では、テレビ受信料で19万1,000円の増額、第4項第1目予備費で19万1,000円を減額し、予算額の調整をいたしました。

戻りまして、82ページをお開き願います。

第3条予算第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は826万9,000円である。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書83ページ、収益的収入及び支出の収入から入ります。

1款水道事業収益1項営業収益。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ここに、あの、水道使用量826万9,000円の減ということですが、この収入減になった要因はどういうことなんですか。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の水道使用料826万9,000円の減額でございますが、次に出てきます5の他会計補助金のほうで、今回物価高騰の関係で補助金ということで826万減額し、一般会計のほうから補助金として826万9,000円をいただくことになっております。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに1項営業収益ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

2項営業外収益。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

1款水道事業費用1項営業費用。（「なし」の声あり）

4項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、82ページに戻りまして、第3条他会計からの補助金、質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

○議長（天野秀実君） これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議発第6号 再審法改正を認める意見書（案）

○議長（天野秀実君） 日程第17、議発第6号再審法改正を認める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。10番中山 哲議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔10番 中山 哲君 登壇〕

○10番（中山 哲君） 議発第6号、再審法改正を求める意見書（案）。

標記決議案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月4日提出。

提出者議員、中山 哲。

賛成者議員、河野 諭。

賛成者議員、小松栄喜。

賛成者議員、西村義隆。

再審法改正を求める意見書（案）。

冤罪被害者の人権救済は人権国家を標榜する我が国において、地域住民の人権を守る義務を要する地方自治体においても重要な課題です。しかしながら、冤罪被害者を救済する再審請求手続を定める法律上の規則は19か条しかなく、再審請求手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられるということから、その審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

再審請求手続の障壁の中でも特に証拠開示の問題は重要です。過去の多くの冤罪事件では、警察、検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤

罪被害者を救済する原因となっています。そのことから冤罪被害者の救済するためには、冤罪被害者が捜査機関の手元にある証拠を利用できるように開示させる仕組みが必要です。現行法ではそうしたことを定める明文の規定がなく、裁判官や警察官の対応次第で証拠開示の範囲に大きな差が生じており、そうした格差を是正するには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要不可欠です。さらに再審開始決定がなされても、検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

よって、国においては冤罪被害者を救済するために再審法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宮城県色麻町議会、天野秀実。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

以上。

○議長（天野秀実君） 御苦労さまでした。以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の機関意思決定として、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

暫時休憩をいたします

午後 2時55分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（天野秀実君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

日程第 18 議発第 7 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の
創設を求める意見書（案）

○議長（天野秀実君） 日程第18、議発第 7 号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。4 番小松栄喜議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔4 番 小松栄喜君 登壇〕

○4 番（小松栄喜君） 議発第 7 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）。

標記意見案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出。

提出者議員、小松栄喜。

賛成者議員、中山 哲。

賛成者議員、河野 諭。

賛成者議員、西村義隆。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）。

現在70歳以上の高齢者の半数が加齢による難聴を抱えていると推定されています。難聴になることで家庭内や地域社会において孤立しやすくなり、人との会話や交流の機会が減少するケースが少なくありません。加齢性難聴は日常生活に支障を来し、円滑なコミュニケーションを困難にするため、生活の質を著しく低下させる一因となります。さらに近年では、難聴が認知症や鬱病のリスクを高めるとの指摘も専門家によってなされています。

こうした状況において、補聴器は聞こえにくさを補い、音声の認識力を向上するために重要な役割を果たします。しかし、日本補聴器工業会が2022年に実施した調査によれば、補聴器の保有率は、日本で僅か15.2%にとどまっており、デンマーク55%、イギリス53%、フランス46%、ドイツ41%など、諸外国と比較して著しく低い水準にあります。

その背景には、補聴器が片耳当たり20万円から50万円と高額であり、健康保険の適用外であるため、費用を全額自己負担にしなければならないことが挙げられます。欧米諸国では、既に補聴器購入に対する公的支援制度が整備されているのに対し、日本ではそのような制度が未整備のままとなっています。

このような状況を受け、現在では8府県341の市区町村議会において加齢性難聴者への補聴器購入に公的補助を求める意見書が採択されており、補聴器補助を実施している自治体も450を超えています。

よって、次の事項を要望いたします。

国は、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。（WHOが補聴器使用を推奨している41デシベルから100%の公費助成を）。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

宮城県色麻町議会議長、天野秀実。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿。

以上です。

○議長（天野秀実君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今般、一般質問した関係からちょっと質疑させていただきます。

この補聴器の購入、これは本員が求めたとおりでありまして、ただ今回国ではなくて、町に求めたわけでありますけれども、その中で今回のこの議発の内容を見ますと、欧米諸国では既に補聴器購入に対する公的支援制度も整備されているという内容でありましたけれども、どのくらいの補助率なのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（天野秀実君） 小松栄喜議員。

○4番（小松栄喜君） はい、私もまだ調べていませんので、分かりかねます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） いや、厚生労働省に対して、国に対して、その補助金を公費助成するべきだという内容だと思いますけれども、そうした場合に、どのくらいが補助することに対して適正なのか分かんないんですね。だから欧米諸国でこのくらい公費助成しているので、日本国もこのくらいすべきではないかという趣旨での、この補聴器助成の内容だと思うんですけれども、それが分からないとちょっとどうなのかなと思ったものですからお尋ねしたんですけれども、質疑したんですけれども調べてないというのであればね、これ以上何とも言えないので、今後提案なさる場合は調べてから、できればお願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤議員、これは欧米諸国ですから、1か所や2か所の国ではなくて、アメリカも含めてたくさんの国を想定しても既に取り入れているということを説明したわけですから、よろしく御理解のほどお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

大変御苦労さまです。小松議員、御苦労さまでした。

○議長（天野秀実君） これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の機関意思決定として、内閣総理大臣、厚生労働省大臣、衆議院議長及び参議院議長に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

○議長（天野秀実君） お諮りいたします。

日程第19、認定第1号令和6年度色麻町一般会計決算認定について、日程第20、認定第2号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第21、認定第3号令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第22、認定第4号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第23、認定第5号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第24、認定第6号令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第25、認定第7号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第26、認定第8号令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について、日程第27、認定第9号令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の9か件は、令和6年度一般会計をはじめとする各種会計の決算認定の件であり、関連がありますので一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、日程第19、認定第1号から日程第27、認定第9号までの9か件を一括議題とすることに決しました。

日程第19	認定第1号	令和6年度色麻町一般会計決算認定について
日程第20	認定第2号	令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第21	認定第3号	令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第22	認定第4号	令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第23	認定第5号	令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第24	認定第6号	令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

て

日程第25 認定第7号 令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

日程第26 認定第8号 令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について

日程第27 認定第9号 令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第19、認定第1号令和6年度色麻町一般会計決算認定について、日程第20、認定第2号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第21、認定第3号令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第22、認定第4号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第23、認定第5号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第24、認定第6号令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第25、認定第7号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第26、認定第8号令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について、日程第27、認定第9号令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の9か件について一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から決算の概要並びに提案理由の説明を求めます。

最初に、一般会計。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 認定第1号令和6年度色麻町一般会計決算について概要を御説明申し上げます。

決算書176ページをお開き願います。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は52億9,317万9,000円、歳出総額は51億7,504万4,000円、歳入歳出差引額は1億1,813万5,000円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源、全て繰越明許費繰越額となりますが1,574万9,000円で、実質収支額は1億238万6,000円となりました。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額1億238万6,000円のうち、2分の1を上回る額の6,000万円を財政調整基金に積み立てたところでございます。

なお、事項別の詳細につきましては、質疑の際に御説明いたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 次に、奨学資金貸付基金特別会計。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君） 認定第2号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

決算書189ページをお開き願います。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は1,499万3,000円、歳出総額は1,317万円、歳入歳出差引額は182万3,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の182万3,000円となりました。

事項別の詳細につきましては、御質疑の際に御説明申し上げます。

以上、決算概要の御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い

申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、工業団地整備事業特別会計。地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） 認定第3号令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、御説明申し上げます。

決算書の202ページをお開きください。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は778万4,000円、歳出総額は674万7,000円、歳入歳出差引額は103万7,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の103万7,000円となりました。

事項別の詳細につきましては、御質疑の際に御説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、国民健康保険事業特別会計。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 認定第4号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算について、概要を御説明いたします。

229ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は8億4,031万8,000円、歳出総額は7億7,157万3,000円、歳入歳出差引額は6,874万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の6,874万5,000円となりました。

なお、地方自治法第233条の2及び色麻町国民健康保険事業財政調整基金条例第2条の規定により、実質収支額6,874万5,000円のうち2分の1を上回る額となる3,500万円を色麻町国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものであります。

以上、決算の概要の御説明とさせていただきます。

詳細につきましては、事項別明細の質疑の際に改めて御説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、後期高齢者医療特別会計。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 認定第5号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算について、概要を御説明いたします。

246ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は1億80万3,000円、歳出総額は9,972万7,000円、歳入歳出差引額は107万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の107万6,000円となりました。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。

詳細につきましては事項別明細の質疑の際に改めて御説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、介護保険特別会計。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 認定第6号令和6年度色麻

町介護保険特別会計決算認定につきまして、概要を御説明申し上げます。

決算書275ページを御覧ください。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は9億40万9,000円、歳出総額は8億6,655万8,000円、歳入歳出差引額は3,385万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の3,385万1,000円となりました。

詳細につきましては、事項別明細書の審査の際に御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、介護サービス事業特別会計。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 認定第7号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定につきまして、概要を御説明申し上げます。

決算書288ページを御覧ください。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は531万9,000円、歳出総額は488万5,000円、歳入歳出差引額は43万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の43万4,000円となりました。

詳細につきましては、事項別明細書の審査の際に御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、下水道事業会計。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 認定第8号令和6年度色麻町下水道事業会計決算について、概要を御説明いたします。

令和6年度より地方公営企業法の財務規定等の一部適用に当たり、地方公営企業法施行規則に基づき、新しい決算書で御説明申し上げます。

決算書5ページをお開きください。

収益的収入及び支出で営業収益が5,323万1,952円、営業外収益が3億1,067万4,372円となり、収益合計は3億6,390万6,324円となりました。また、営業費用では2億9,377万508円、営業外費用では3,920万7,923円となり、費用合計は3億3,297万8,430円となりました。特別損失で831万9,578円ありましたので、この結果、当年度純利益は2,260万8,315円となりました。

なお、詳細につきましては、収益的費用明細書の審査の際に御説明申し上げますのでよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 最後に、水道事業会計。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 認定第9号令和6年度色麻町水道事業会計決算について概要を御説明いたします。

決算書5ページをお開きください。

収益的収入及び支出で営業収益が1億2,894万7,349円、営業外収益が5,547万4,290円となり、収益合計は1億8,442万1,646円となりました。また、営業費用では1億5,227万5,526円、営業外費用では567万9,069円となり、費用合計は1億5,795万4,595円となりました。損失はありませんので、この結果、当年度純利益は2,646万7,051円となりま

した。

なお、詳細につきましては、収益費用明細書の審査の際に御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上で、決算の概要並びに提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） 次に、監査委員の決算審査の結果と意見の報告を求めますが、会計ごとに決算の説明を記載した意見書を議員各位のお手元に配付いたしておりますので、表などの説明は省略し、意見の概要についての報告を求めます。御了解をいただきます。

それでは、代表監査委員から審査の結果と意見の報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（早坂仁一君） それでは、令和6年度色麻町各種会計決算審査意見書を申し上げます。

お手元の書類1ページをお開きください。

令和6年度色麻町各種会計歳入歳出決算審査意見書。

第1、審査の対象。

1、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び証拠書類。

2、令和6年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。

第2、審査の期間。

令和7年7月17日、18日、22日から24日、28日及び29日です。

第3、審査の概要。

令和7年7月9日、町長より審査に付された令和6年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算については、（1）決算の計数は正確であるか、（2）予算の執行が適正に行われたか、（3）財政運営が健全であったかに主眼を置き、また公有財産、基金、債券、施設及び物品の整理についても留意しながら帳票、証書を精査するとともに、関係部署から必要な資料の提出と説明を求め、さらに既往の監査の結果等も参考にするなどして慎重に審査を行った。

第4、審査の結果。

審査に付された各種決算等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、内容及び状況についても全般的に適正、妥当であると認めた。

続きまして、17ページをお開きください。

令和6年度定額運用基金運用状況審査意見書。

第1、審査の概要。

（1）審査の対象。

令和6年度一般会計の高齢者等肉用牛貸付基金及び土地開発基金の運用状況報告書及び関係諸帳簿、証書類等を対象に審査を実施した。

（2）審査の期間。

令和7年7月29日。

第2、審査の結果。

各種基金の運用状況については、条例で定める目的に従って適正に運用されており、現金についても、預金等についても適正に管理されている。

続いて、最後のページ18ページをお開きください。

結び。

令和6年度の日本の生活・経済状況は、円安、国際紛争等の影響等で物価が上昇し、国民の生活環境は改善されていない。また、能登半島、山形県、秋田県等の地震・豪雨被害等が頻発し、災害の頻度、規模、被害の深刻さのいずれもが例年を上回る多発激甚災害の年となっている。

このような中、色麻町の令和6年度の事業は、産業の振興、子育て支援、移住・定住促進などを目指し、限りある財源の効率的な配分を基本として、吉田集会場整備事業、色麻幼稚園園舎解体跡地整備工事、広域1号線等の舗装工事、除雪車購入事業、小型動力ポンプ付積載車購入事業等、並びに機構改革が実施され、令和6年度色麻町各種歳入歳出決算は、一般会計から特別会計まで、歳入総額71億6,280万5,000円と前年と比較して1億6,905万8,000円の減となった。

また、健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字なし。実質公債比率は10.8%並びに将来負担比率は72.6%となり、早期健全化基準は問題がなく、計画的かつ慎重な財務運営に努められていると認められました。

また、一般会計の歳入決算状況を見ると、地方税は21万5,000円の微増となっているが、地方交付税は9,061万5,000円の減となっており、今後も健全かつ慎重な財政運営が重要と思慮される。

今後も色麻町第5次長期総合計画を基本とした、町民の目線に立った安心で良質な町民サービスの向上になお一層努められることを念願し、結びといたします。

以上、一般会計及び特別会計でございます。

続きまして、水道事業会計決算意見書を申し上げます。

お手元の水道事業会計の意見書をお出してください。

1ページをお開きください。

令和6年度色麻町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の期間。

令和7年4月1日、棚卸資産検査。令和7年7月17日、全般審査。

2、審査の手続。

この審査に当たっては、町長から提出された決算書が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票、証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の審査を実施した。同時に本事業の経営内容を把握するための計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として実施した。

第2、審査の結果。

1、棚卸資産検査の結果。

棚卸資産検査の結果、帳簿と実際の数量に過不足はなかった。

2、決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示されているものと認められる。

続きまして、3ページをお開きください。

結びでございます。

色麻町の令和6年度水道事業は、配水管布設替整備工事並びに上黒沢地区給水管切替工事等の施設の改修工事を実施し、並びに、水源から給水管に至る各段階で危害評価と危害管理のための色麻町水道事業水安全計画を作成し、年間を通じた安定した良質な水の供給に努めていることが認められた。

このような中、水道事業会計は、経営の状況を示す収益的収支（損益計算書）において、純利益2,646万7,051円と前年対比633万2,545円の増となった。

また、財政状態を示す貸借対照表においては、資産総額24億3,809万9,509円、負債総額17億4,964万9,312円、資本総額6億8,845万197円となり、資産の部では固定資産等の減、負債の部では企業債等の減となった。有形固定資産当年度増加額が前年度より減少したものの、7,748万8,800円増と安定した良質な水の供給に向けた設備の改善に努めたものと認められた。

なお、有収率は65.5%と前年対比0.9%改善されたが、全国の色麻町と同規模の施設より低い状況が続いていることから、有収率の改善のため、老朽管の更新や漏水対策など引き続き設備の改善が望まれます。

今後も、町民の安全と安心の生命線である、安定した良質な水の供給になお一層努められますことを念願し、結びといたします。

最後に、下水道事業会計決算審査意見を申し上げます。

お手元の下水道会計の審査意見書をお出してください。

1ページをお開きください。

令和6年度色麻町下水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の期間。

令和7年7月17日、全般審査。

2、審査の手続。

この審査に当たっては、町長から提出された決算書が下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票、証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の審査を実施した。同時に本事業の経営の内容を把握するための計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として実施した。なお、令和6年度より事業を開始したため、前年との経営状況の比較は対象外となる。

第2、審査の結果。

決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

次に、3 ページをお開きください。

結び。

色麻町の令和 6 年度下水道事業は、特環マンホールポンプ改修工事等の施設の改修工事並びに特環色麻浄化実施設計・建設工事委託を実施し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全に努めていることが認められた。

このような中、下水道事業会計は、公営企業会計初年度として経営の状況を示す収益的収支（損益計算書）において、一般会計補助金 2 億 486 万 8,000 円を含め、純利益 2,260 万 8,315 円となった。

また、財政状態を示す貸借対照表においては、資産総額 54 億 8,244 万 7,906 円、うち固定資産 53 億 5,473 万 8,587 円、負債総額 43 億 5,490 万 709 円、資本総額 11 億 2,754 万 7,197 円となった。

有形固定資産当年度増加額が 1 億 3,563 万 8,182 円と公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全に向けた設備の改善に努めたものと認められた。

なお、年度末水洗化戸数は 1,395 戸と令和 7 年 3 月末世帯数 1,978 戸との水洗化率は 70.53% となっているので、引き続き水洗化率 100% を目指し、下水道事業に取り組まることが望まれます。

今後も、町民生活の公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全になお一層努められますことを念願し、結びといたします。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） これをもって代表監査委員の決算審査の結果と意見の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

○議長（天野秀実君） これより会計ごとに総括質疑を行います。

発言者、答弁者双方とも簡潔明瞭に話されますようお願いいたします。

それでは、会計ごとに総括質疑を行います。

令和 6 年度色麻町一般会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。5 番相原和洋議員。

○5 番（相原和洋君） はい、一般会計ですよね、総括質疑。

今回の決算において、前年度とほぼ同額の標準財政規模及び財政需要額に対して交付金の合計額が前年度より決算額約 1 億円減しているように見られます。また、起債額が前年度よりも約 1 億円増している計算上になっているという状況が見受けられております。

その中で、予算編成時においてマイナスシーリングで今回組んだ中、実行できている部分がどうだったのか。取捨選択という予算編成上、集中と選択ということもござい

した。その点を含みどのように見られているのか、決算上で捉えたか。またその際の検証をどのように把握し、成果、効果、そういった部分をどのように見込んで今回の決算状況に反映されたのか。市政のあゆみを見れば出るのかなと思っておりますけども、どのように、執行部としては見られているのか、お尋ねしておきたいと思います。

また、その他の経費として補助金等、決算額の前年度比に対しても約6億円強増えているようにも見られております。補助金本来の活用の在り方を踏まえた上で、この事業全体に対して適正かつ効果的な手法で活用できていたのか、できていたのであればどうだったのか。また、地方自治法における補助金の課題という部分もございます。そういった部分も加味した中で、成果、効果同じく出せたのか。その分、どのように分析しているのか。

以上の点の検証について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） はい、それではお答えをいたします。

まず、令和6年度の決算を迎えてということでございます。まず、令和6年度はですね、これまで令和5年度までの組織形態とは違った形で、令和6年度は機構改革によりまして大きく課の再編が行われたところが、まず、皆様の記憶に新しいところかと思えます。また、そのような中で全体的な内容といたしまして、これまで公設公営で行ってきました保育所、それから幼稚園事業、こういったところをですね、民間の力をお借りしてということで、民間のほうにお願いをしてということで、この辺がですね、大きくこれまでの色麻町の運営の形態と大きく変わったところかというふうに思います。

そういったところで考えていきますと、まず、人件費のところでお話をさせていただきます。

まず、義務的経費のところでございますが、令和5年度と比較をいたしまして1億3,600万円ほどマイナスになっていると。これは削減という言い方が正しいのか、この辺はちょっと難しいところでございますけれども、こういったところで組織の機構改革によって、そういった削減が図られた部分もあるのかなというところでございます。それからですね、普通建設事業につきましては、令和5年度と比較いたしまして1億8,000万円ほどちょっと少なくなっているということでございまして、この辺につきましても、必要な部分につきましては財源を投入いたしまして、必要な部分についてはこういった建設事業にも積極的に予算をつけていったというところがございます。

それから先ほどのお話がございました補助費の部分でございますけれども、こちらにつきましても、これまで直営で行っていたところ、そういったところがですね、今度民間のほうに保育所の関係が移りましたので、これまでのお金の出し方が変わってきておりまして、そういった部分で補助費の部分もですね、大きく変わってきているのかなというところでございます。

それからですね、公債費の関係につきましても、令和6年度の償還額3億2,500万円に対しまして、令和5年度は3億飛んで400万ということでございまして、ここに付き

ましても、その償還の額が増えているところでございますけれども、ただ今回の起債です、2億6,600万円、令和6年度で行っておりますけれども、この部分につきましても必要な部分のですね、補修等々こういったところを行った結果ということでこの起債額、令和5年度と比較いたしますと増えておりますけれども、そういったところにつきましても必要なものに必要な財源を充てたと、そのあらわれかというふうに思っております。

このような形でですね、全体的に令和5年度と令和6年度全体で1億3,000万円ほどの差が出ておりまして、令和6年度のほうがちよっと増えているというところでございますけれども、この辺につきましても、どうしても令和5年度と令和6年度機構改革の関係で、これまでの形態とですね、大きく変わったところがございますので、成果、効果につきましても、常にその辺は追い求めて事業を実施しておりますけれども、ちょっと5年度と6年度のですね、内容が大きく変わっておりますので、正直なところちょっと見えていないというところも正直ございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、担当部局から答弁はいただきました。

ただ、令和5年については、こちらについてはゼロベースでやっただと。令和6年についてはマイナスシーリングで組んできると。ゼロベースかな、7年がだね、失礼。令和6年についてはゼロベース、令和7年についてはマイナスシーリング、この辺りを加味しながら多分計算を出されてはいると思う。

ただ、機構改革及び民間を活用しているというものの成果として、この1年間、令和6年の決算においては明確な部分が見受けられないとは思っているんですが、その点どのようにここで町政のあゆみに表記してるのか、もし分ければお示しをいただきたいなと思いますけど、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 令和6年度では、予想外だったなと実は思っているのは、交付金が9,000万円ほど減ったって言ったらいいか、予想よりも落ちたんですよ。これは非常に予算編成で苦労した最大の原因であったなというふうに思っているんですね。

それから定額減税があって、これもそれは国の政策ですのでやむを得ないんですけれども、そういうことでは予想した収入元として見ておったのが大分落ちたというふうなところが、ちょっと苦労したところでございました。

今、いろいろ質問あったようですけれども、ただ、この民間に施設関係についての民間のほうへ移譲したということについては、これは町としてはよかったなというふうに思っていますので、その点について成果、効果はあったものだというふうに思っております。不足分について。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） はい、お答えをいたします。

まず、令和6年度の予算編成でございます。ゼロベースでということで、これ長い間でですねゼロベース、それから5年に1回ぐらいマイナスのシーリングをかけてということで予算編成を行ってきたところでございます。

先ほど町長からもありましたとおりですね、令和6年度につきましては交付税1億何がしのマイナスということで、これにつきましては想定外のマイナスということでございまして、基金から繰入れをしてですね、予算割れという形でございましたけれども、そういったちょっとマイナスの歳入の部分、大きな財源不足が生じたということで、ここは基金で穴埋めをしたというところでございますけれども、それ以外の部分につきましては、これまでどおりですね、必要な部分に予算を充てていくということで。

ただちょっと想定外だったのがですね、保健福祉センターの冷暖房関係とかですね、まだまだ使えるものだというふうに見込んでおったところがですね、大きな修繕の費用がかかったということで、こういったところ、令和6年度ではある程度想定はしておったところはありませんけれども、それ以外のところでですね、非常に大きな修繕があらこちらで出てきたということで、そういった部分も踏まえてですね、今後令和6年度、何とかこのように決算を迎えたわけでございますけれども、令和7年度、またこれ以降もですね、そういった修繕が大きな大規模修繕が必要になってくる建物、本町はですね、建物随分古くなっているものが非常に多くなっております。そういったところ、当初予算編成時との段階でもですね、修繕が必要な部分も予算の中にですね、少しずつ盛り込んでいながら計画的にですね、安定した施設運営、また行政運営を行っていく、こういったものもですね、並行して検討していかなければならない、加味していかなければならないということで、令和6年度決算を迎えてですね、そのような形で成果、効果という話からちょっとかけ離れてしまいましたけれども、そのような考えで思っているところでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま質疑続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時09分 再開

○議長（天野秀実君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） これで3回目ですからね。

再三、先ほど町長からは交付税のまさかという減額があったと。また財政部局からの似たような形でね、苦労して、結局圧縮したような財政運営を組むしかなかったというような説明は分かります。

ただ、町政のあゆみなるもの、主要施策の成果に関する説明書というものでございます。再三これについては今の副町長は総務課長時代からも言ってますけど、成果としてしっかりできるものにしていただけませんかというお願いもしてきていたと思われま。再三そういう部分を含み、自分たちの成果、効果をしっかり示すべきものとして、この成果書としての説明書は成り立ってるのか、そういったことも加味しながら、先ほどの成果、効果ということもお尋ねをさせてもらっております。そういった部分を含め、自分たちの事務事業を含め、趣旨目的合わせ、成果、効果をしっかりと今回の令和6年の決算で出せてるというんであればそれでいいんですが、それをどのような形で出してるのかを再度お尋ねをしたい。

また、交付税は減ったんですけども、特交、特別交付税の部分、これからね、中身に入るんでそれ以上言いませんけども、どれだけ上積みできて次年度に積めるのか、そういった部分を加味して多分やられていると思われま。

今年度から財政計画も出してるわけですから、そういう決算状況を踏まえてつくられていらっしやるとこちらは承知しております。そういうところを加味しながら、財政部局はどのように考えているか、またその部分を町長はどのようにヒアリングで聞いているのか、再度お尋ねをしたいんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） はい、お答えをさせていただきます。

令和6年度予算、これに基づいた成果、効果ということでございますけれども、まず大きくくりでお話をさせていただきますと、まずお認めいただきました予算、これにつきましては全て色麻町長期総合計画、また実施計画、また重点戦略、こういったところのですね、色麻町として、今、最大限必要な事業またやるべき事業、こういったものにつきまして提案をいたしまして、それで議会の皆様から御議決をいただきまして予算執行という形になっております。

これから決算の審議に入っていくわけでございますけれども、その内容につきましては、不用額というのは極力なくして必要な予算、限られた予算をですね、事業に振り分けを行いまして事業を実施したということで、その実施した結果がこの町政のあゆみ、主要施策の成果に関する説明書、この中に盛り込まれている、記載されているということでございます。

総じて申しますと、予算につきましては全て必要なものに充てていたと、必要なものに充てたということでございますので、成果としては全体的には出ているということでお話をさせていただきました。

またですね、今回の調整交付金、上積みの関係等々ございまして、当初はかなり大きなマイナスが出て財政調整基金で穴埋めをして、ただ、特別交付税のほうでかなり戻す

ことができたということで、決算につきましては8億8,900万円というのが財政調整基金の残高ということになります。この残高8億8,900万円ということでございますけれども、今回、決算積立てで6,000万円ということで、最終的には9億4,900万円という残高になるかと思えますけれども、そこからですね、令和7年度、恐らく4億8,000万円から5億円ぐらい取り崩して、令和7年度の財源として使用しなければならないということでございますので、こういったところもですね、今後どのように推移していくかというのは財政計画、こういったものも反映をさせながらですね、安定した財政運営を行っていただけるように、また町政運営を行っていただけるようにということで考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ほかに総括質疑ありませんか。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 令和6年度の決算は一般会計決算で歳入52億9,317万9,000円、歳出51億7,500万円で4万4,000円、差引き1億1,813万5,000円となり、実質収支が1億飛んで238万6,000円。単年度収支マイナスの2,810万飛んで9,000円ということでね、実質収支でも前年度から見ると2,810万飛んで9,000円の減となり、単年度収支比率は7,116万6,000円の減となって、単年度収支でもマイナス、また実質単年度収支でもマイナスということで赤字決算となったわけですがけれども、これらを踏まえて、財政運営の在り方についてどう捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 財政運営ということですがけれども、この関係については監査委員のほうからは、特に指摘なことはございませんで、さっき監査委員のほうから報告あったとおりで、ほぼ特に問題はないというようなことでありましたので、私としてはそういうことで、あまり急を考えている状況ではありませんので。

むしろですね、やっぱり今回も皆さんから大分質問を受けましたけれども、やっぱり町として自由に使える金の余裕というものがあれば、もっと町民の皆さんに還元をできるかなという思いは常々持ってます。6年度については、今言われたような状況でありますけれども、特に大きい問題としては捉えておりません。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） こうした中でね、今年度、本来であればね、本来っていうよりね、予算編成案ではね、6年度はシーリング方式を採用するというでね、見てたわけね。それがね、ゼロベース予算の編成となった。それは5年度にもシーリングをやったので、2年続ければそういったので弊害が出てくるということでゼロベースにしたということになるんだろうと思います。

そうした中でね、実質こういうふうにして出てきた場合、決算の結果として出てきた場合に、やはりね、実質収支比率でね、3.29と5年度は4.12だった。そして4年度は3.6ということなんですけれども、実質収支は3から5の内であれば適正だと見てるわけですがけれども、実質的に5年度から6年度まで見れば、3から5以内には収まっては

いますけれども、実質、6年度では0.83下がっているっていうかね、少なくなってる。こうなった場合に、やっぱり財政運営はかなり厳しくなってるというふうに捉えるのが普通なんではないかなと私思うんだけど。

そういったときに、やはりこれらの数字を見たときに、マイナスシーリングというかね、シーリング方式を採用した予算編成のほうが、確かにこういったことではなかったのではないかなというふうに感じられるんですけども、こういったところについてはどのように捉えているのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えをいたします。

予算編成の在り方、これはゼロベース、またマイナスシーリング、大きくこの2に分けられるかと思えますけれども、現在ですね、現在の本町の財政につきましては皆様御存じのとおりですね、ずっと長い間ゼロベース、とにかく聖域なきという言葉を使いながらですね、まずマイナスの方向でずっと予算編成を組んできたということでございます。そういった中で、やっぱり5年に一度とかですね、そういったスパンでですね、マイナスシーリングということで今回の令和7年度に実施したわけでございますけれども、実際にマイナスシーリング、ヒアリング等々行いましたが、ずっと削減削減できた色麻町の歳出予算でございます。削れるものがほとんどない。それに付け加えまして物価高騰、それから人件費の増、働き方改革、こういったところでマイナスシーリングをかけてもですね、それ以上に経費が出ていってしまうというのが令和7年度の予算編成をやってみてですね、思ったところでございます。

そういったことからですね、一般質問の中でもお話をさせていただきました収入の確保というのも非常に大切なんですけれども、実際ですね、ヒアリングを行って、もうこれ以上現状のですね、環境をですね、そのまま維持したまま経費だけ削減するというのは非常に難しいということでございまして、早急にですね、公共施設の建物の在り方、これは壊すだけではなくて集約をする、また改修をしてですね、長寿命化を図る、こういったところ、いろんな考え方があるかと思えます。それに加えて、現在、実施計画でやっております町のですね、単独事業、こういったものの在り方、取捨選択という言葉何度も使わせていただきましたけれども、こういったところで歳出削減、これはですね、今まで以上に踏み込んでいかなければこういった実質収支の関係もですね、なかなか数字が上げられないということでございますので、そういった部分もですね、今後はもう一步踏み込んだ形で実施していかなければ安定した財政運営はできないと、財政計画はキープできないということになりますので、そういったところにもですね、今後力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 歳出面について抑制をしていくということになるんだろうと思うんだけど、実際、第5次総合計画のもとに、今計画を立て、そして予算編成をしてるわけだよね。そういった中でやっぱりその事業計画っていうか重点政策も含めた中で、

やっぱり大きな転換時期っていうかね、そういった中での見直しっていうのはやっぱり重要ではないかなと思うのね。やっぱりその辺をしっかりと精査をかけて見直しをし、やっぱりやっていかなければ、将来健全な財政運営というのができないんじゃないかな、難しくなるんじゃないかなと思うのでね、総合計画の中でもやっぱり大きなところで見直しを強力にかけろべきだと私は思うが、どのように捉えているかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは、今言われたようなこともそれは一理あると思いますけれども、それでもですね、例えば数字で言えば、経常収支比率は県内ではトップクラスなんですよね。要するに、経常費を抑えているということは評価されていいと思うんですよ。一方で、何回も今回の議会でも話出ましたけれども、自由に使える金がないということは、どうしてもシーリングで上を切っていないと、この金が余裕があれば新たな大きい事業に展開するということも可能ですし、大きい事業を思い切ってやるという、そういう判断もできるんですけれども、やっぱり自由に使える金がないというのであれば、少なくともあまり大きい事業に向かえないという一面もあるんですよ。

ですので、まず、それでも現在、町として町民へのサービス、これを行っているわけですが、例えば、皆さんも存じているかもしれませんが、この前改めて私も確認したんですけれども、例えば町の活性化住宅だって50世帯あるんですよ。あれも一室約6万円でしょ。それを実際に子供いる家庭だったりなんなりして減免をして3万円台だと、残りの分は全部町で払ってることになるんですよ。そうしますと、この前ちょっと確認したら、年間で1,500万円町で負担してるんです、これね。これは毎年ですから、ほぼ。

そういうように、やっぱりいろんな例えば有線放送もしかり、全部町でやるというようなことで、そういうようなサービスはやっぱり続けていかなくちやなりませんので、そういうのを別にして新たな事業を展開するとなったときに、結局、自由に使える金がどの程度あるかによつての判断だろうというふうに思いますんで、そういうことも踏まえて、今質問されたことを意識しながら見直しも含めた考えであるということになると思います。

○議長（天野秀実君） ほかに総括質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 2 5 分 延会
